

(案)

三条市地域福祉計画

重層的支援体制整備事業実施計画

再犯防止推進計画

【計画期間】 令和7年度～令和10年度

令和7年3月

三 条 市

目次

地域福祉計画

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨	4
2 計画の位置付け	5
(1) 関係法令による位置付け	5
(2) 市総合計画及び福祉に関する分野別計画との関係	5
(3) 地域福祉活動計画との関係	5
3 計画期間と進捗管理・評価	7

第2章 本市の現状

1 人口・高齢者数・高齢化率の推移と見通し	10
2 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の推移と見通し	11
3 要介護(要支援)認定者数等の推移と見通し	12
4 認知症高齢者数の推移と見通し	13
5 障害者手帳保持者数の推移	14
6 児童生徒数と推移	15
7 特別支援学級の児童生徒数と推移	15
8 生活保護世帯数等と推移	16

第3章 基本理念と基本目標

1 地域福祉における課題と基本理念の考え方	18
(1) 地域福祉における課題	18
(2) 目指す社会の在り方と基本理念	18
2 基本理念に基づく基本目標と体系図	19

第4章 施策の方向性

1-1 共生に向けた意識醸成のための啓発	22
1-2 地域福祉を支える担い手の育成、確保	26
2-1 早期に気付き、見守り続ける地域の体制づくり	28
2-2 多様な主体による地域福祉活動の促進	32
2-3 支え合いの推進と支援につなぐためのネットワーク構築の推進	34
2-4 属性で支え手と受け手を分けることなく、誰もが役割を持ち活躍できる 環境づくり	36
3-1 包括的な相談支援体制の構築	38
3-2 安定的な保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の確保	40
3-3 権利擁護支援体制の強化	42
3-4 災害時に支援を必要とする人に対する支援体制の充実	44

重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の趣旨及び位置付け	48
2 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制	49
(1) 包括的相談支援事業	49
(2) 参加支援事業	50
(3) 地域づくり事業	51
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	52
(5) 多機関協働事業	53
3 計画期間と進捗管理・評価	54
4 重層的支援体制整備事業の評価指標	54

再犯防止推進計画

1 計画の趣旨及び位置付け	56
2 計画期間と進捗管理・評価	56
3 現状と課題	56
4 施策の方向性	58
5 主な取組	58

資料編

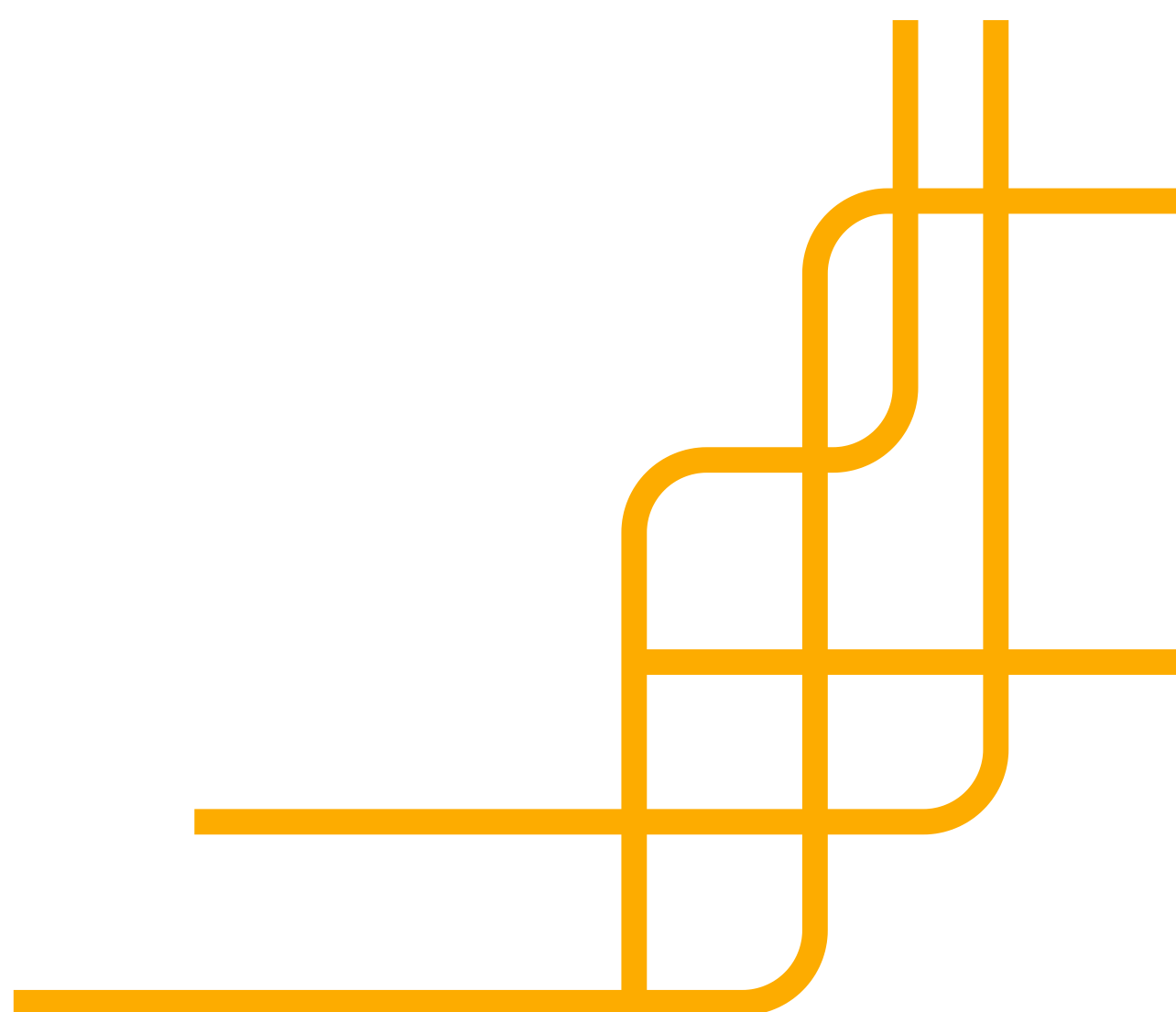
1 策定の経過	60
2 三条市包括ケア推進会議委員名簿	61
3 用語説明	62

本文中「※」を付している語句は、巻末の用語説明で説明します。



第1章

計画策定の基本的な考え方



第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

我が国においては、少子高齢化及び人口減少が急速に進み、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年)には、65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。この急激な社会の有り様の变化は、経済を支える労働力の低下や地域コミュニティの担い手の減少など、かつて地域社会を支えてきた基盤そのものの維持・存続に対する危機感を生み出しています。また、核家族化の進展、個人の価値観の多様化や感染症の流行などは、これまで地域や職場、家庭が担ってきた住民同士の相互扶助や家族同士の助け合い・支え合いの在り方を変容させ、地域や職場、家庭で受け止めきれない複雑な課題を抱える個人や世帯への支援ニーズが顕在化しています。

国は、こうした社会変容の背景を踏まえ、新たなアプローチとして、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「地域共生社会」の実現を提唱しています。

本計画「三条市地域福祉計画」は、この「地域共生社会」を目指す社会の在り方と位置付けた上で、基本理念を「互いを尊重し支え合うことで 安心して暮らし続けることができる 寛容なまち 三条市」と定め、その実現に向けて、より一層の地域福祉の取組を推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 関係法令による位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(「市町村地域福祉計画」)として策定するものです。

また、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止推進計画」についても併せて策定しています。

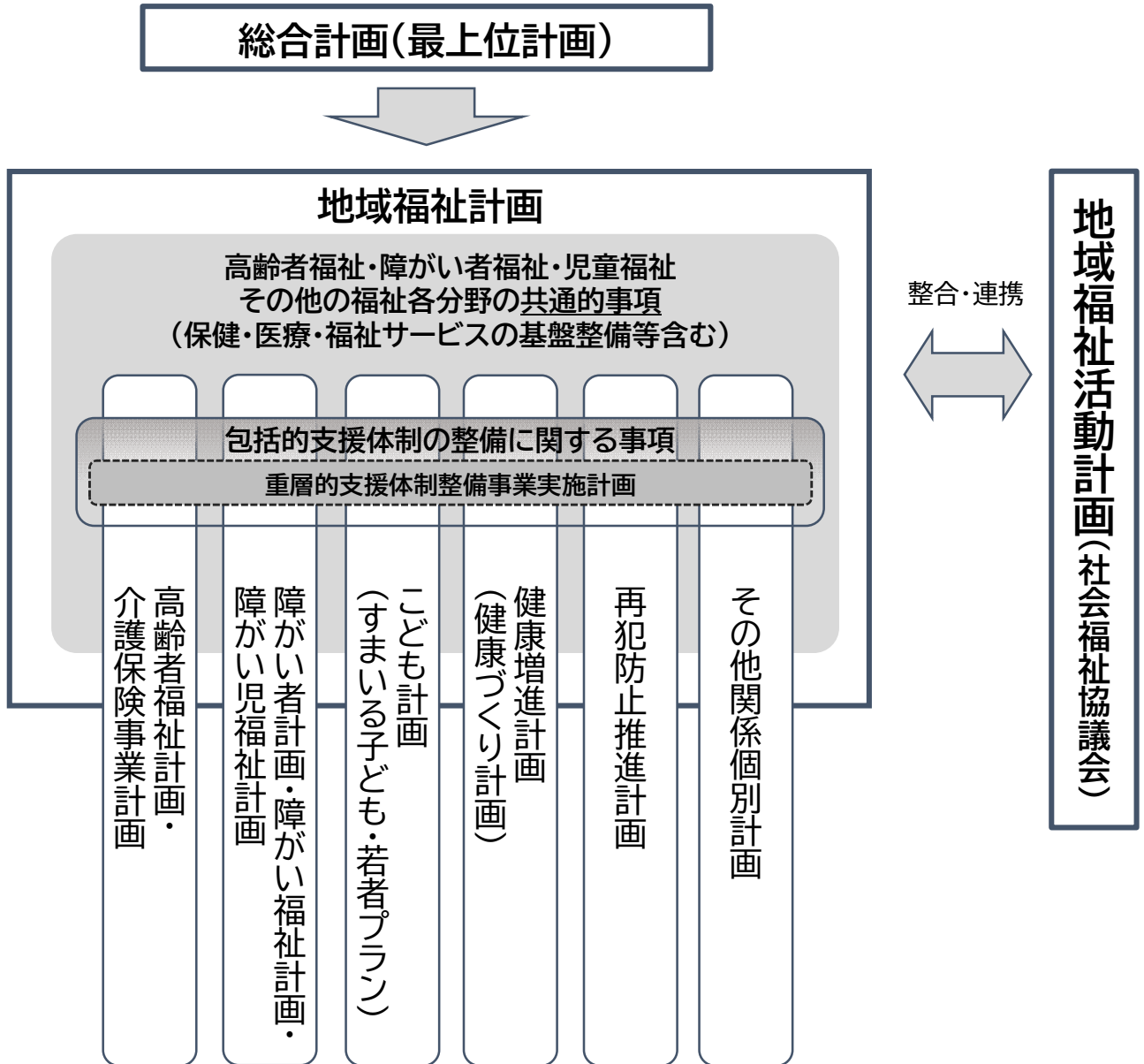
(2) 市総合計画及び福祉に関する分野別計画との関係

本計画は、市の最上位計画である「三条市総合計画」(計画期間:令和5年度から令和10年度まで)が示す、目指すまちの姿及びその実現のための政策の大綱、基本方針と施策を踏まえ、地域福祉の推進に向けて共通して取り組むべき基本理念、基本目標及び施策の方向性について示すものです。

また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども計画、健康増進計画等の福祉に関する各分野別計画の上位計画です。そのため、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として定める事項のうち、各分野別計画に記載されている事項については、各分野別計画の記載をもって地域福祉計画の一部とみなすとともに、各分野別計画との整合を図っています。

(3) 地域福祉活動計画との関係

本計画は、社会福祉協議会が策定する地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と整合を図りながら策定するものです。



3 計画期間と進捗管理・評価

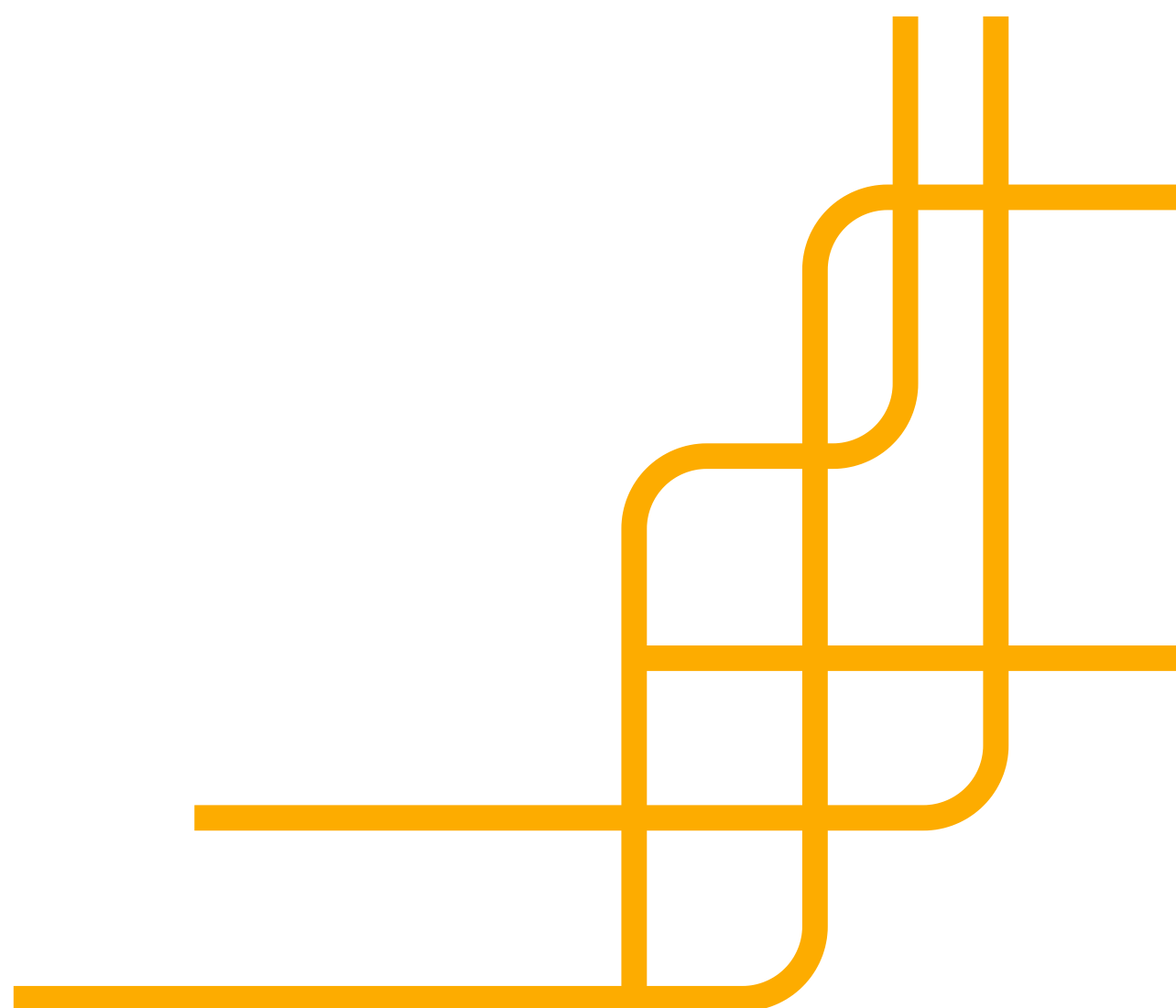
本計画の期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

「第4章 施策の方向性」に記載する各目標に基づく主な取組の進捗管理と評価については、各分野別計画を評価する各協議会等により定期的に行い、その結果を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとする。



第2章

本市の現状

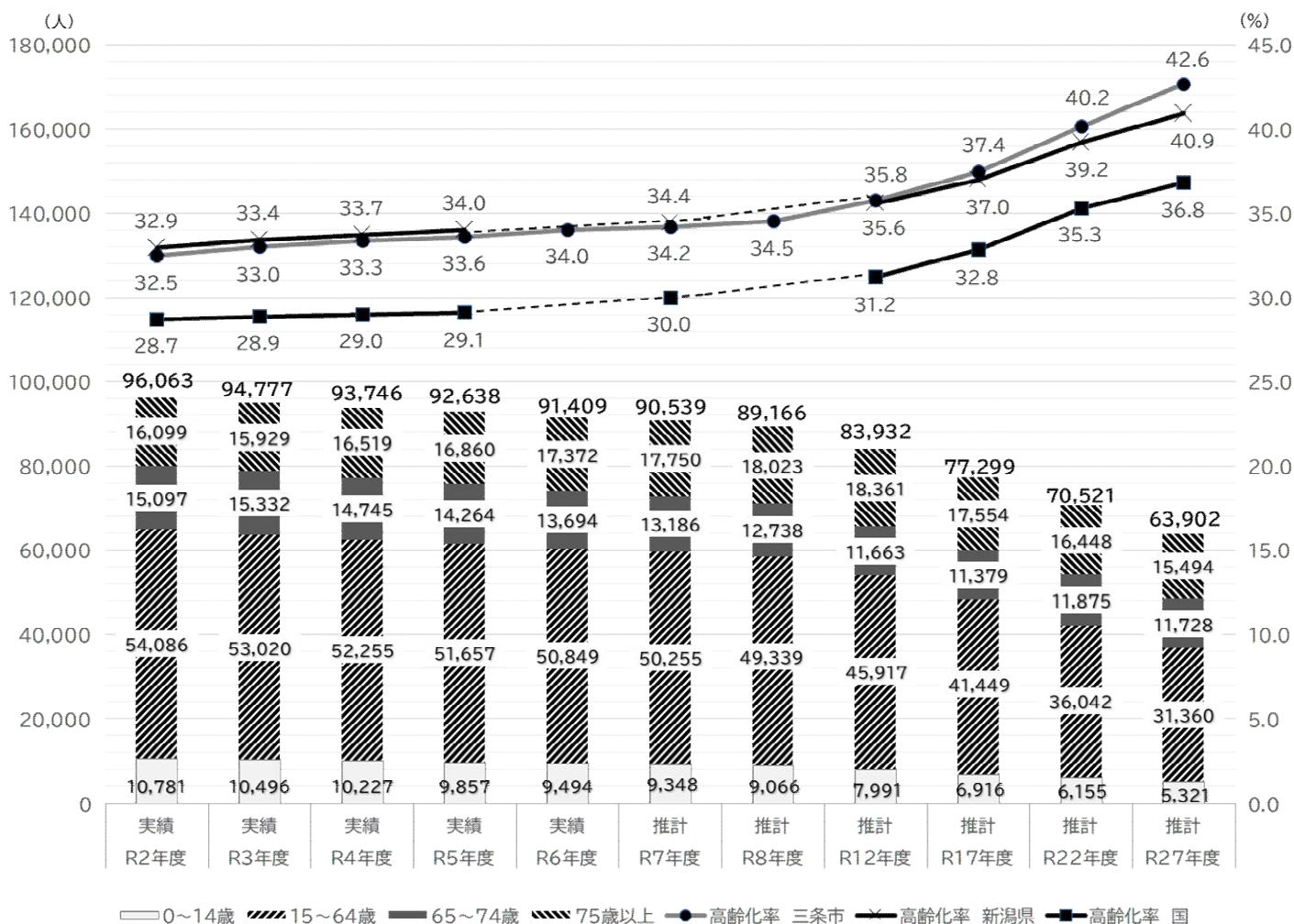


第2章 本市の現状

1 人口・高齢者数・高齢化率の推移と見通し

市の総人口は今後も減少傾向にあり、それとともに15歳～64歳までの生産年齢人口も減少していきます。

一方で、総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は今後も上昇する見込みであり、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を超える令和22年度(2040年)には、市の高齢化率は40%を超える見通しとなっています。



※実績値は、各年度10月1日現在

※平成24年7月9日改正住民基本台帳法の施行により、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となったため、外国人を含む

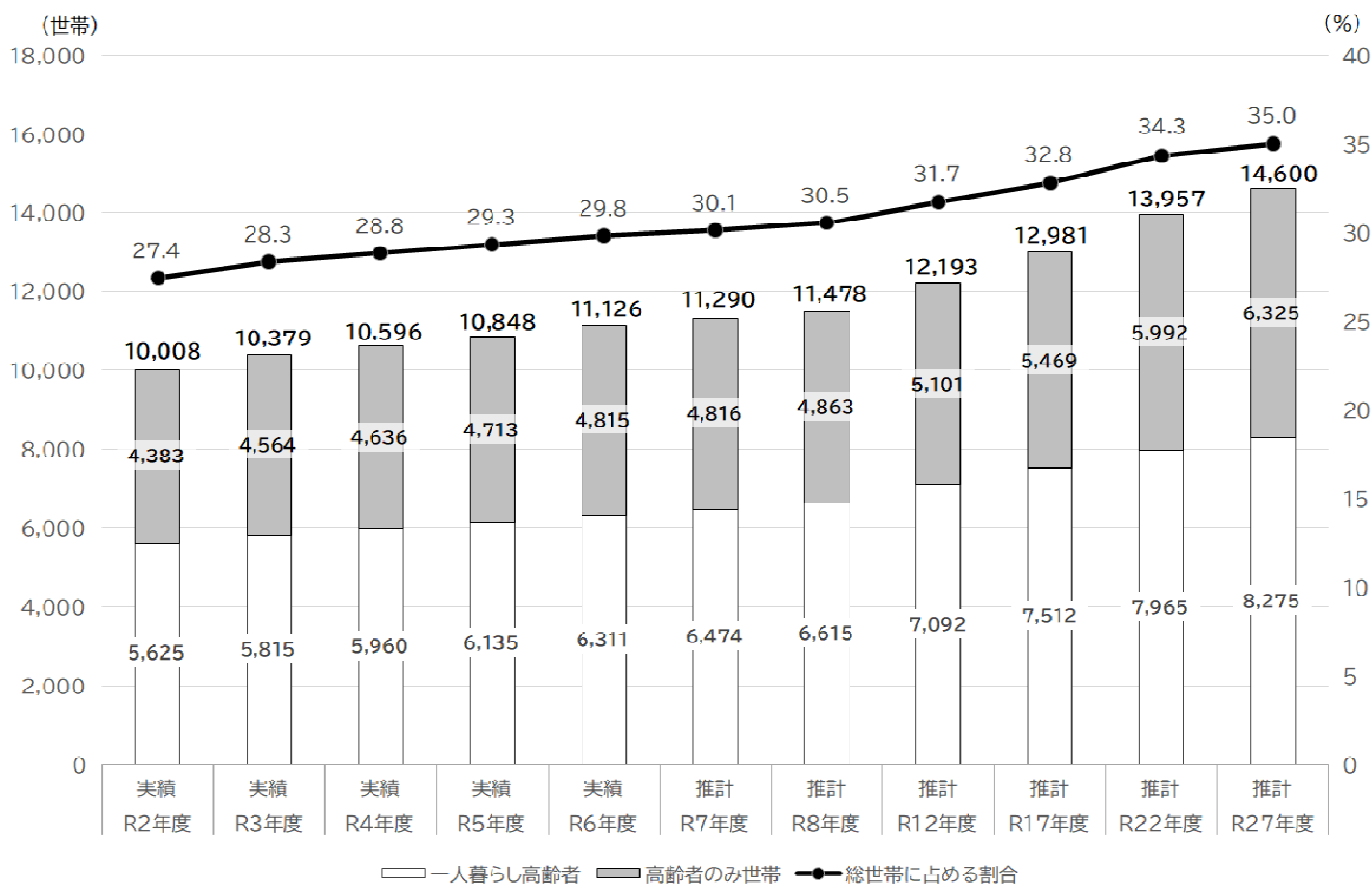
※推計値は平成27年から令和元年までの10月1日現在の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法により算定

※高齢化率の点線部分は推計値

2 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の推移と見通し

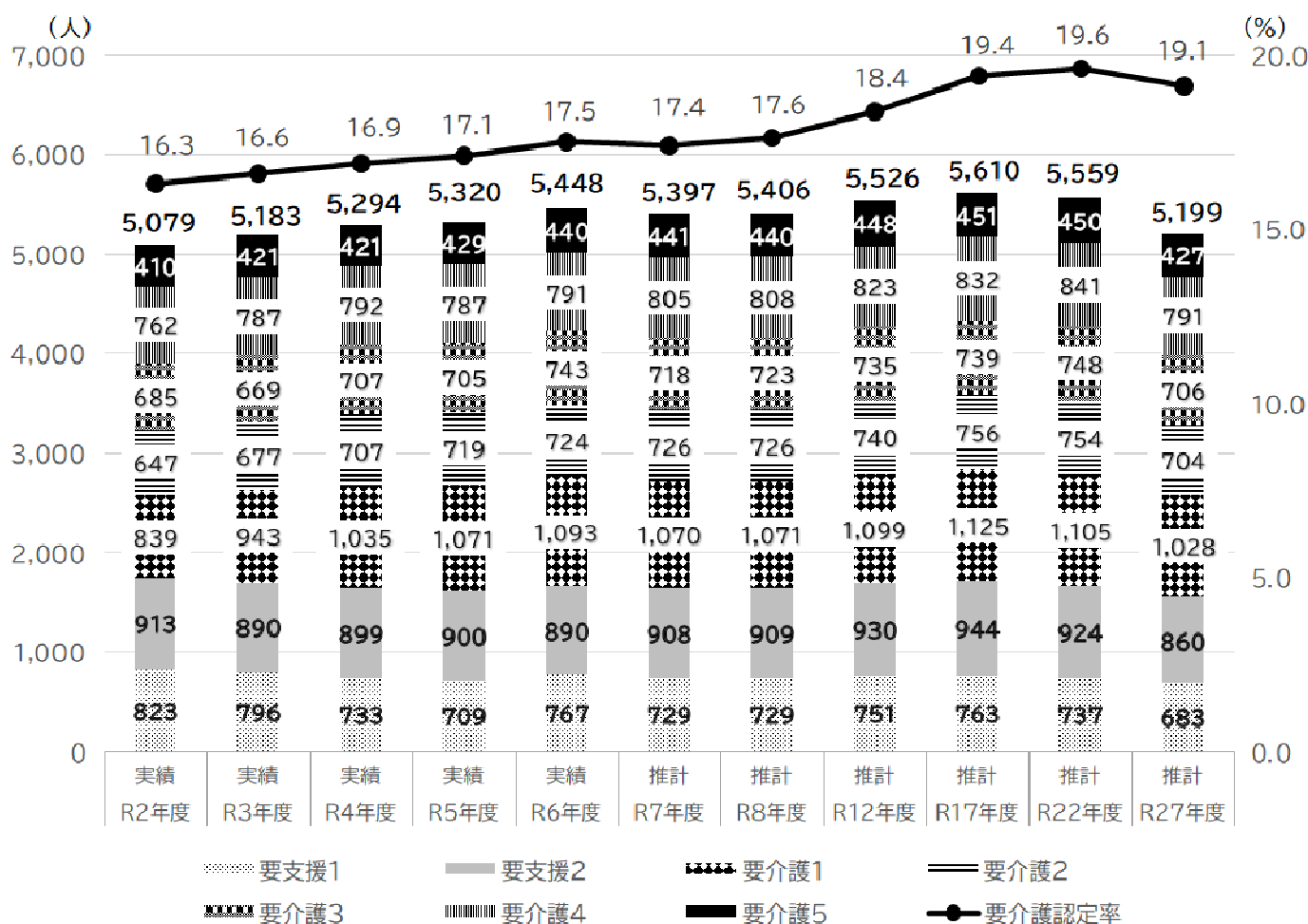
一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯はいずれも増加するものと見込まれます。総世帯に占める割合は、令和6年度は29.8%ですが、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を超える令和22年度(2040年)には、34.3%まで上昇するものと予測され、その後も増加傾向は続く見込みです。

※各年度4月1日現在



3 要介護(要支援)認定者数等の推移と見通し

高齢化率の上昇とともに、要介護(要支援)認定者数は増加傾向が続いており、令和6年度は17.5%ですが、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を超える令和22年度(2040年)には、19.6%まで上昇するものと予測されます。

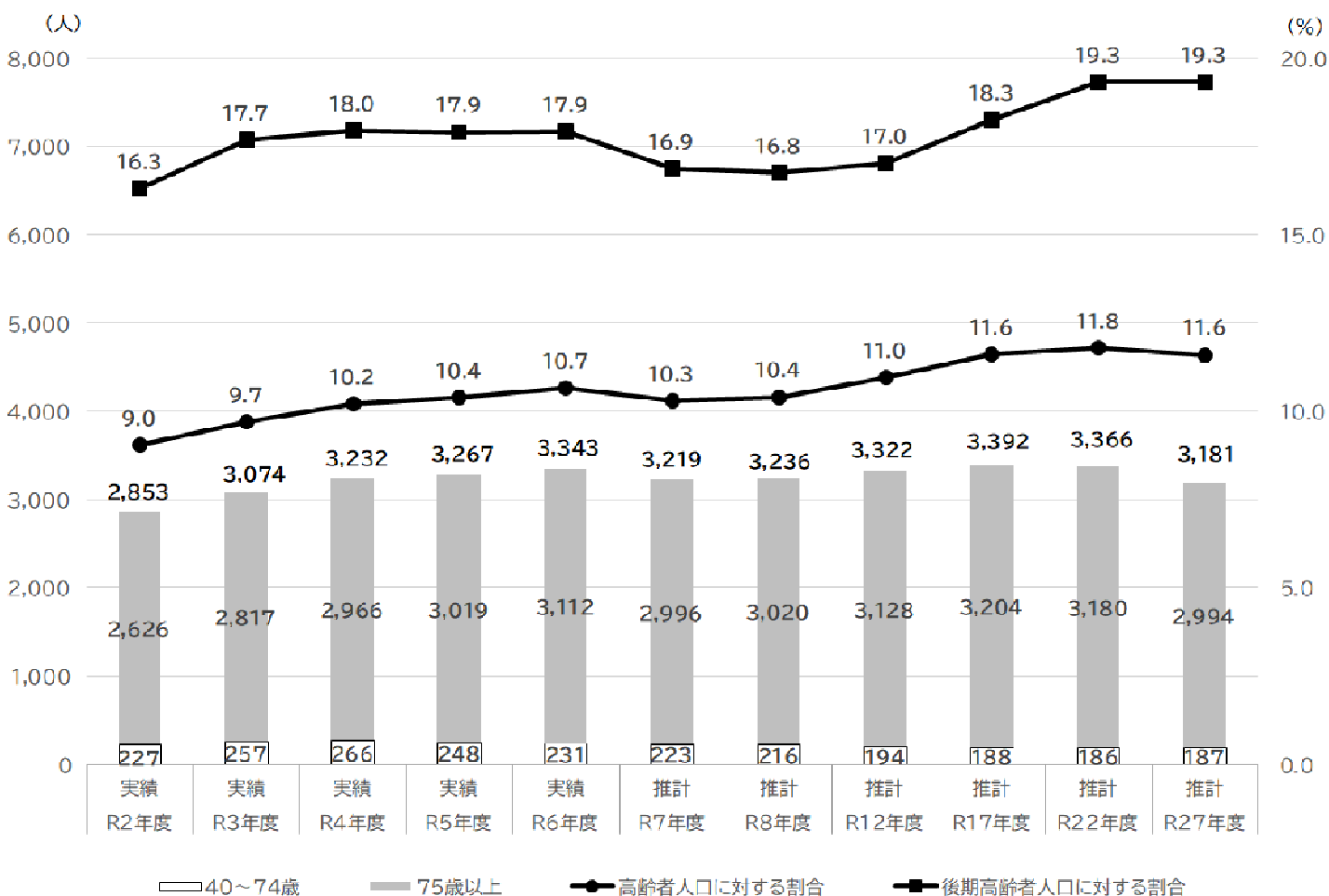


※実績値は、各年度10月1日現在

※推計値は、各年度の人口推計値及び令和3年度から令和5年度までの10月1日現在の要介護度別の要介護認定者数が各年代・性別の人口に占める割合を基に推計

4 認知症高齢者数の推移と見通し

15歳～64歳までの生産年齢人口が減少していく一方で、認知症高齢者数は令和6年度は3,343人であり、令和22年度(2040年)も3,366人とほぼ変わらない見通しであり、高齢者人口に対する割合及び後期高齢者人口に対する割合いずれも増加する見込みです。



※要介護(要支援)認定者のうち認定調査の結果、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ
(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態)
以上と判断された方の数値

※各年度10月1日現在

※推計値は、平成30年度から令和5年度までの要介護認定者の男女別年齢階層別の発症率を人口推計に
乗じて算定

※認知症高齢者数には、第2号被保険者を含む。

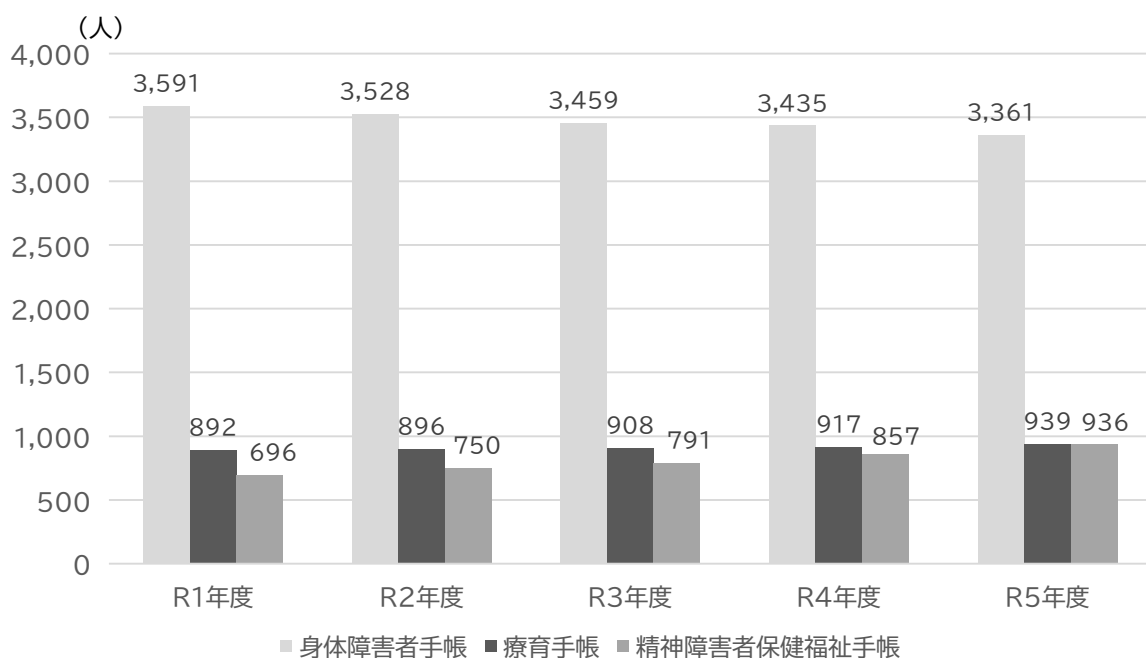
5 障害者手帳保持者数の推移

市の身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

※各年度末現在

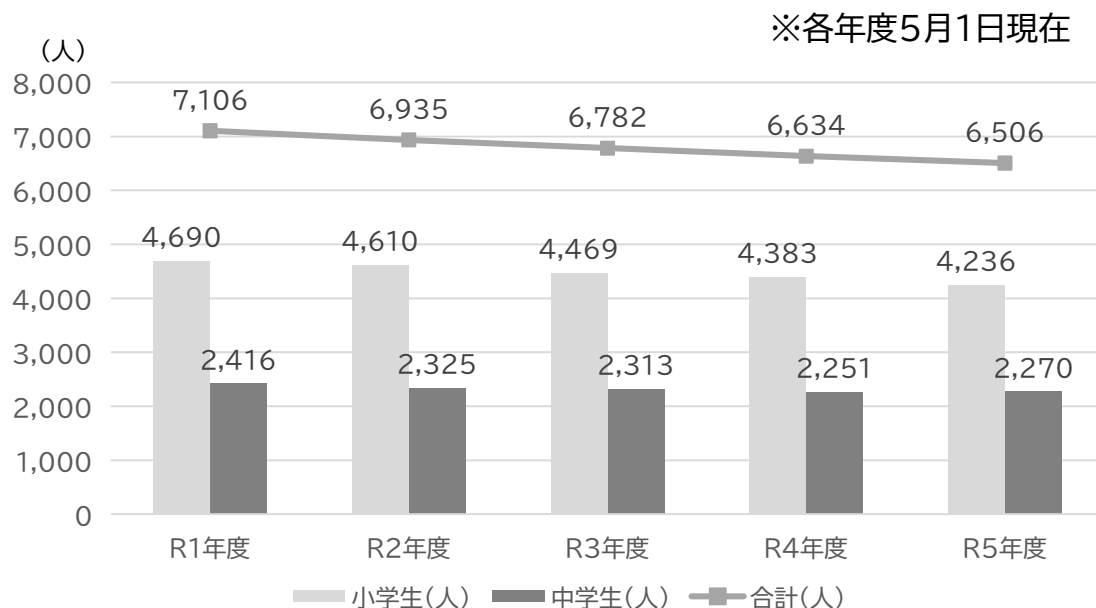
(人)

年 度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体障害者手帳	18歳未満	45	41	39	38	40
	18歳以上	3,546	3,487	3,420	3,397	3,321
	小計	3,591	3,528	3,459	3,435	3,361
療育手帳	18歳未満	136	134	140	136	152
	18歳以上	756	762	768	781	787
	小計	892	896	908	917	939
精神障害者保健福祉手帳	18歳未満	20	19	22	22	32
	18歳以上	676	731	769	835	904
	小計	696	750	791	857	936
合 計		5,179	5,174	5,158	5,209	5,236



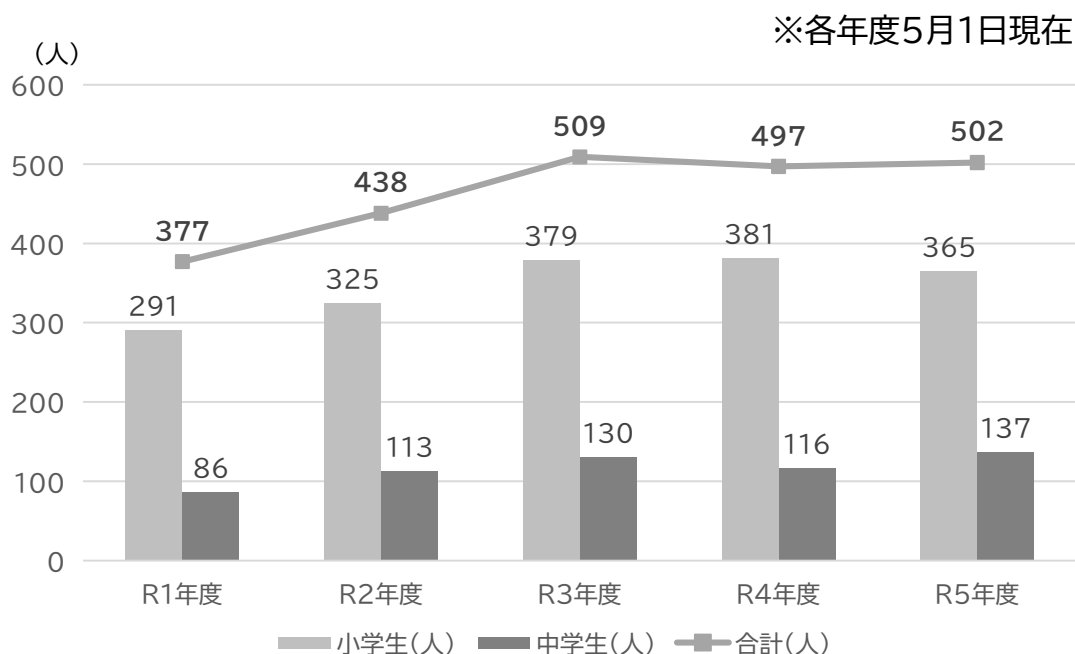
6 児童生徒数と推移

市全体の児童生徒数は減少傾向にあります。



7 特別支援学級の児童生徒数と推移

全体児童生徒数が減少する一方で、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。



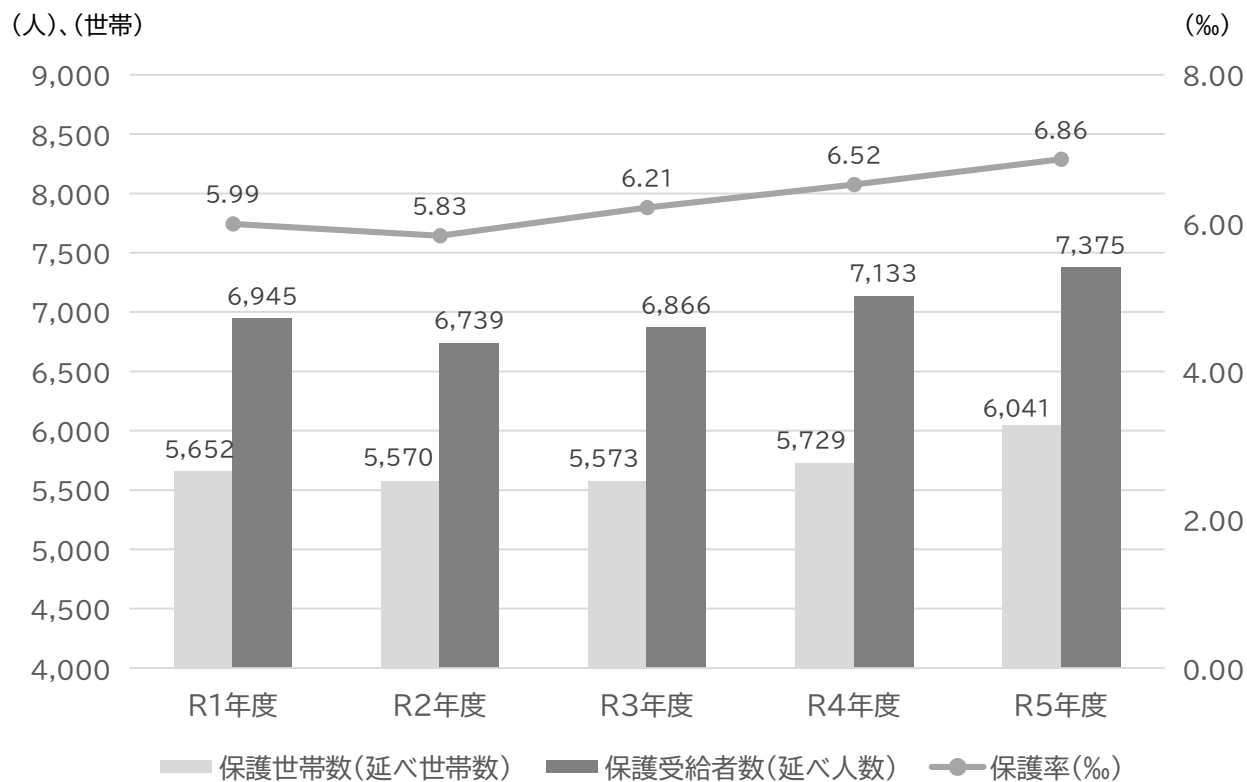
8 生活保護世帯数等と推移

市の生活保護世帯数及び生活保護受給者数は、令和元年度と比較し、いずれも増加傾向にあります。

※各年度末現在

年 度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保護世帯数(延べ世帯数)	5,652	5,570	5,573	5,729	6,041
保護受給者数(延べ人数)	6,945	6,739	6,866	7,133	7,375
保護率(%)	5.99	5.83	6.21	6.52	6.86

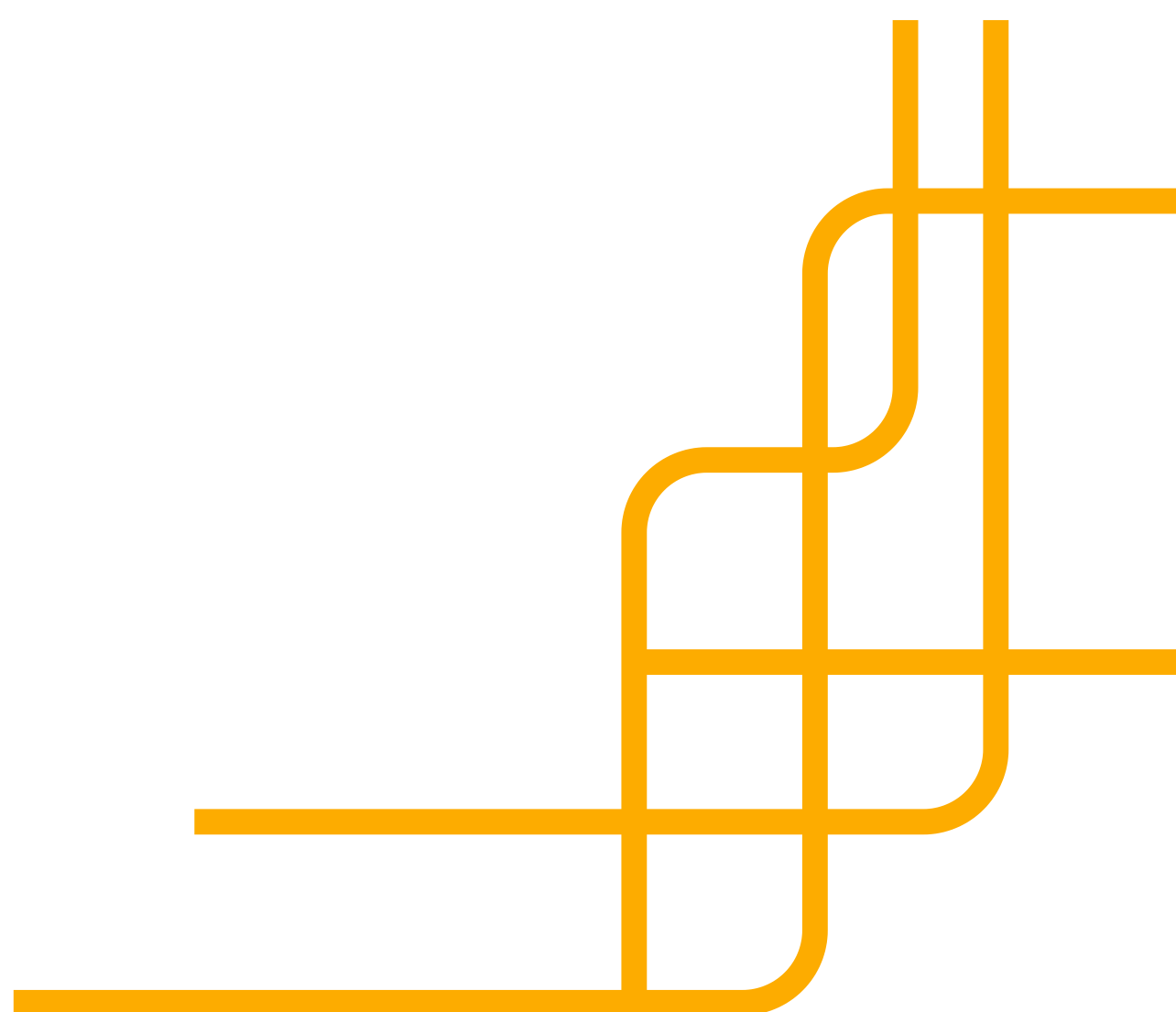
(1%(パーミル)=0.1%)





第3章

基本理念と基本目標



第3章 基本理念と基本目標

1 地域福祉における課題と基本理念の考え方

(1) 地域福祉における課題

人口減少、少子高齢化、経済成長の停滞、個々の価値観やライフスタイルの変化などにより社会構造の在り方が急激に変化しており、これまで我が国が築きあげてきた地域福祉を支える既存の社会保障制度に歪みが生じています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や住民同士のつながりの希薄化、生活に困窮する世帯の増加、高齢者と障がいがある子どもといった複雑化・複合化した課題を抱える世帯など様々な課題が顕在化しています。このような地域福祉を取り巻く課題に共通することは、「担い手の減少や社会保障費の拡大による社会資源の不足」と「既存の制度で受け止めきれない支援ニーズの顕在化」です。

この共通する課題を解決していくには、既存の制度の枠組みにとらわれず、持続可能な地域福祉の有り様を地域の状況に合わせて柔軟に「リ・デザイン」(再設計、再構築)していくことが肝要であると考えます。

(2) 目指す社会の在り方と基本理念

国は、高齢者や障がい者、子どもなどの制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会「地域共生社会」の実現を提唱しています。本計画では、この地域共生社会を目指す社会の在り方とし、その実現に向けて以下の基本理念を定めました。

目指す社会の在り方 = 「**地域共生社会**」

基本理念

互いを尊重し支え合うことで 安心して暮らし続けることができる
寛容なまち 三条市

2 基本理念に基づく基本目標と体系図

本計画では、基本理念に基づき地域福祉を推進していくための3つの基本目標と、目標達成に向けた各施策の方向性を次のとおり決めました。

基本理念

互いを尊重し支え合うことで 安心して暮らし続けることができる
寛容なまち 三条市

目標1 互いを尊重し、支え合うための人づくり

方 施 向 策 性 の

- 1-1 共生に向けた意識醸成のための啓発
- 1-2 地域福祉を支える担い手の育成、確保

目標2 多様な主体が協働し、地域課題を柔軟に受け止め、 支え続けるための地域づくり

方 施 向 策 性 の

- 2-1 早期に気付き、見守り続ける地域の体制づくり
- 2-2 多様な主体による地域福祉活動の促進
- 2-3 支え合いの推進と支援につなぐためのネットワーク構築の推進
- 2-4 属性で支え手と受け手を分けることなく、誰もが役割を持ち活躍できる環境づくり

目標3 誰もが取り残されることなく、必要な支援を 受けられるための包括的な支援の体制づくり

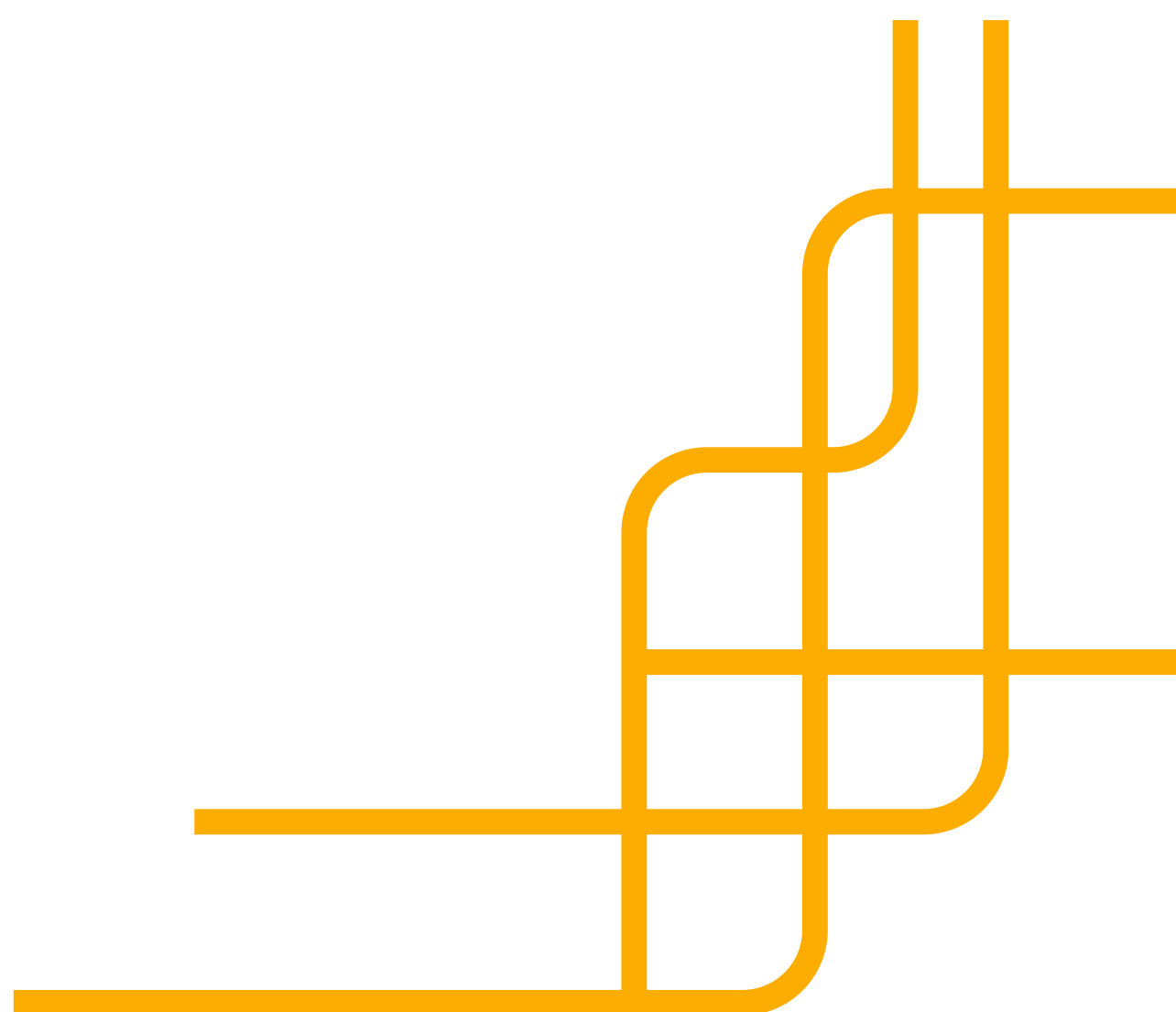
方 施 向 策 性 の

- 3-1 包括的な相談支援体制の構築
- 3-2 安定的な保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の確保
- 3-3 権利擁護支援体制の強化
- 3-4 災害時に支援を必要とする人に対する支援体制の充実



第4章

施策の方向性



第4章 施策の方向性

■目標1 互いを尊重し、支え合うための人づくり

1-1 共生に向けた意識醸成のための啓発

(1) 現状・課題

■認知症への理解促進

高齢者人口及び後期高齢者人口に対する認知症高齢者の割合は緩やかに増加する見込みであり、認知症に関する理解促進に向けた取組が必要です。

■障がい者への偏見・差別解消

障がいがあっても地域で自分らしく暮らし続けていくことができるための、偏見や差別の解消に向けた取組が必要です。

■ユニバーサルデザインの推進

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方であるユニバーサルデザインの推進に向け、公共施設の整備や参加しやすいイベントづくりなどの取組が必要です。

■ジェンダー平等

性別に基づく固定的役割意識は年齢が高いほど依然として根強く残っています。また、性的マイノリティ※の方も地域で自分らしく暮らしていくために、ジェンダー平等に向けた啓発を行っていく必要があります。

■セクハラ、DV対策

セクハラ(セクシャル・ハラスメント、性的いやがらせ)やDV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者等からの暴力)被害については、数としては少ないものの、現実存在しており、暴力を許さない社会の実現に向け、人権尊重のための教育や啓発が必要です。

■新たな権利課題の啓発

性的マイノリティ※、ヤングケアラー※やインターネット上での権利侵害など、社会変化に伴う新たな権利課題に関する知識について、理解を促進するための取組が必要です。

■外国人との相互理解促進

市内における外国人世帯数の増加を受け、地域における共生に向けた相互理解の促進が必要です。

(2) 施策の方向性

共に社会を形成する一員として互いを尊重し、「我が事」として支え合うことができる地域社会の実現に向け、市民に対する各種権利課題への意識醸成のための啓発を実施します。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
認知症への理解促進	○認知症サポーター養成講座等の実施 地域住民や児童・生徒等が認知症の方への理解を深め、地域で見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座等の啓発講座を実施するとともに、認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の普及促進を行います。	高齢介護課
障がい者への偏見・差別解消	○差別解消や合理的配慮の提供に関する啓発の実施 三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例(略称:ともまち条例)に基づく差別解消や合理的配慮の提供の浸透を図るための周知啓発等を実施します。	福祉課
	○ツナガルカンパニー(共生社会推進企業)認証制度の実施 ともまち条例に基づき、事業者に対し合理的配慮の提供や共生社会の実現に向けた取組の実施を促進するため、ツナガルカンパニー(共生社会推進企業)認証制度を実施します。	福祉課
	○“ツナガル”プロジェクトの実施 障がいをはじめとする多様性への受容と寛容な地域社会の実現に向け、理解促進を図るための講演などを行う“ツナガル”フォーラムの開催や、障がい福祉サービス事業所の製造品を販売する虹のマルシェなどの“ツナガル”プロジェクトを実施します。	福祉課

課 題	主な取組	担当課
障がい者への 偏見・差別解 消	○教育現場における啓発や合理的配慮等の取組の実施 障がい者への偏見や差別解消に向けた、小中学校における障がい理解学習・福祉体験学習を実施するとともに、合理的配慮の提供、交流及び共同学習の実施及びインクルーシブ教育システム※の推進を図ります。	学校教育課
ユニバーサル デザインの推 進	○ユニバーサルデザイン普及に向けた啓発等の実施 公共施設建設時及び施設の大規模改修時における学識経験者等による意見聴取の実施や、市ホームページ掲載、FM放送、広報紙への記事掲載などによる市民や企業に対する周知啓発の取組を実施します。	地域経営課
ジェンダー平 等	○啓発講座の実施 ジェンダー平等への意識醸成のため、小学校等において、性別に捉われない家事分担や職業選択など、固定的役割意識の解消を目的とした講座を開催します。	地域経営課
	○啓発のための広報活動 市広報紙や勤労者向け広報紙への定期的なジェンダー平等に関する啓発記事を掲載します。	地域経営課
	○学習機会の提供 ジェンダー平等に関する学習機会の提供として、育児講座や家事と仕事の両立などのスキルアップにつながる講座等を開催します。	地域経営課、 子育て支援課
	○働きやすい労働環境づくりへの支援 性別等に関係なく、多様な人材が働きやすい労働環境づくりに取り組む中小企業に対する支援を行います。	商工課
	○人権教育の実施 ジェンダー平等への意識醸成のため、小中学校における人権教育を実施します。	学校教育課

課 題	主な取組	担当課
セクハラ、DV 対策	○啓発セミナーの実施 交際相手からの暴力(デートDV)の防止を図るための啓発セミナーを実施します。	地域経営課
	○啓発のための広報活動 セクハラやDV等の防止に向けた意識醸成のため、リーフレット等各種広報物による啓発を実施します。	地域経営課、 子育て支援課、 学校教育課
	○教職員研修の実施 セクハラを含む非違行為根絶のための教職員研修を実施します。	学校教育課
新たな権利 課題の啓発	○啓発のための広報活動 性的マイノリティ※への理解促進に向け、三条市パートナーシップ制度※及びファミリーシップ制度※の周知、市民向け講演会の開催等の取組を実施します。	地域経営課
	○気づきを促すための研修会等の実施 ヤングケアラー※について、当事者及び支援者の気づきを促すための教職員に対する研修会の実施や小中学校への各種啓発活動等を実施します。	子育て支援課
外国人との 相互理解促進	○相互理解促進のための交流事業の実施 地域共生に向けた相互理解促進のための国際交流員による異文化理解講座や市内在住外国人向けイベントなど各種交流事業を実施します。	地域経営課

1-2 地域福祉を支える担い手の育成、確保

(1) 現状・課題

■ボランティア活動の推進

個別、多様化する地域課題に対応するため住民主体の地域福祉活動の重要性は増しており、社会福祉協議会と連携した各種団体等への活動支援が必要です。

■担い手の育成

担い手の育成、確保のため、ボランティアの活動機会拡充や認知症サポーター養成など各種研修機会の充実などが必要です。

■コミュニティ活動の活性化

地域福祉を支えるための重要な基盤である自治会等地縁団体が活動を継続、活性化できるための支援が必要です。

(2) 施策の方向性

多様化、複雑化する地域課題に対応するため、地域福祉を支える担い手の育成、確保に向けて、社会福祉協議会と協働でボランティア団体及び地域コミュニティ等への支援を行うとともに、各種ボランティアの養成などに積極的に取り組みます。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
ボランティア活動の推進	○啓発のための広報活動 ボランティア活動への参加意欲向上に向け、各種イベント等におけるボランティア登録への周知や、社会福祉協議会と連携した各種団体の活動周知イベント等を実施します。	地域経営課
	○民間の子育て支援団体への支援 民間の子育て支援団体に対するスキルアップ講座等の支援を実施します。	子育て支援課

課 題	主な取組	担当課
担い手の育成	○市民後見人・法人後見支援員等の養成講座の実施 地域の権利擁護の担い手となる市民後見人・法人後見支援員等の養成に向けた講座を実施します。	地域包括ケア推進課
	○認知症サポーター養成講座等の実施(再掲) 認知症の方や障がいのある方への偏見を持たず、地域の見守り手として育つことを目的とし、小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。	高齢介護課
	○高齢者のボランティア活動へのマッチングと活動機会の拡充 高齢者のボランティア活動推進のため、セカンドライフ応援ステーションによる活動のマッチングを行うとともに、新たな活動機会の掘り起こしを行います。	高齢介護課
コミュニティ活動の活性化	○コミュニティ支援交付金の交付 市民主体の継続的なまちづくり活動団体に対し、活動支援のためのコミュニティ支援交付金を交付します。	地域経営課
	○地域おこし協力隊による活動支援 自治会やコミュニティに対し地域おこし協力隊が行う協力活動などの支援を行います。	地域経営課
	○移住者等と地域住民の交流促進 移住者や市立大学生、地域住民との交流促進によるコミュニティの形成や担い手・リーダーの育成を行います。	地域経営課
	○青少年支援団体等への支援 子ども、青少年支援団体に対する活動及び後継者育成に向けた支援を行います。	子育て支援課

■目標2 多様な主体が協働し、地域課題を柔軟に受け止め、 支え続けるための地域づくり

2-1 早期に気付き、見守り続ける地域の体制づくり

(1) 現状・課題

■地域の見守り体制の構築

地域で孤立する世帯をなくすため、自治会や民生委員等と連携した地域内での継続したゆるやかな見守り体制の構築に向けた取組が必要です。

■集いの場の支援

地域の高齢者同士などの支え合い・見守り合いの基盤の一つである集いの場について、担い手の高齢化などにより継続が難しくなっている状況もあることから、集いの場への支援を強化することが必要です。

■適切な支援につなぐ仕組みづくり

家庭内での虐待やDV等が疑われる世帯について、関係者と連携し、時機を逸しない対応・介入をするための連絡体制の構築や、医療や介護等各種相談窓口につなぐ必要がある方を把握し適切な支援につなぐための関係者の連絡体制の構築が必要です。

(2) 施策の方向性

虐待や暴力、自殺、孤立死など万一の事態を防ぐために、社会的に孤立している世帯に対し、早期に気付き、見守り続ける地域の体制づくりを推進します。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
地域の見守り体制の構築	○啓発講座等の実施 地域における支え合いに関する啓発及び地域住民の理解促進に向け、集いの場における出張講座などを実施します。	地域包括ケア推進課

課 題	主な取組	担当課
地域の見守り体制の構築	○自然と見守りができる体制づくりの推進 見守りそのものを活動目的とせずとも自然と見守りができている自治会・コミュニティの好事例を共有するなどの体制づくりを推進します。	地域包括ケア推進課
	○地域の見守り活動に関する協定締結 一人暮らし高齢者をはじめ、障がい者や子ども等への見守り活動について協力体制を構築するため、企業・団体と地域の見守り活動に関する協定を締結します。	高齢介護課
	○高齢者等見守り事業の実施 一人暮らしの高齢者等に対し地域のボランティアが定期的に声かけ活動を行う高齢者等見守り事業を実施します。	高齢介護課
	○民生委員・児童委員による活動 民生委員・児童委員による地域で支援が必要な世帯の把握と見守り活動等を実施します。	福祉課
	○健幸づくり推進員による誘い出し活動の実施 健幸づくり推進員による地域の高齢者等への健康づくりに関する活動への誘い出し活動を実施します。	健康づくり課
	○共食推進事業の実施 食生活改善推進委員と連携し、地域の高齢者等との共食推進事業を実施します。	健康づくり課
集いの場の支援	○生活支援コーディネーターによる集いの場の支援 地域の高齢者等の集いの場を維持できるよう、地域包括支援センターに配置している各生活支援コーディネーターが地域住民に対して集いの場の立上げや継続のための支援を実施します。	地域包括ケア推進課

課 題	主な取組	担当課
適切な支援につなぐ仕組みづくり	○介護サービス未利用者の把握と支援 要支援認定者のうち介護サービス未利用の人について、地域包括支援センターが本人等の状況を把握し、適時必要なサービスにつなぐ支援を行います。	地域包括ケア推進課
	○高齢者虐待に対する啓発のための広報活動 高齢者虐待が疑われる状況を発見した市民が、ためらうことなく地域包括支援センターや市へ相談できるよう、高齢者虐待の早期発見に向けたチラシを作成し、周知します。	高齢介護課
	○高齢者虐待に対する研修の実施 介護事業所等に対し、虐待の早期発見のための視点や通報義務などについて理解を深めてもらうよう定期的に研修を実施します。	高齢介護課
	○高齢者虐待に対する支援者間のケース検討の場の設置 高齢者虐待における支援者間連携の重要性について理解を深めてもらうため、虐待解消に向けた視点で各支援者の役割の整理を行うなど、ケースの振り返り検討の場を設置します。	高齢介護課
	○障がい者への差別に関する相談窓口及び調整委員会の設置 ともまち条例に基づき、障がい者への差別に対する相談窓口及びその解決に向けた調整委員会を設置します。あわせて、障がい者差別に対する啓発も実施します。	福祉課
	○自殺予防に向けた関係者連絡会の開催 自殺予防対策の推進に向けた地域及び支援者間ネットワーク体制の強化を図るため、自殺対策の関係機関・団体で構成する「生きるを支える連絡会」を開催します。	健康づくり課

課 題	主な取組	担当課
適切な支援につなぐ仕組みづくり	○健康状態未把握者の把握と支援 健診・医療や介護サービス等につながっておらず、健康状態が不明な後期高齢者の実態を把握し、必要な支援につなげる健康状態未把握者訪問事業を実施します。	健康づくり課
	○就労相談窓口との連携支援 ワークサポート三条の就労相談窓口において、支援が必要な人を早期発見し、関係機関と連携し必要な支援につなぎます。	商工課

2-2 多様な主体による地域福祉活動の促進

(1) 現状・課題

■企業等による活動への支援

SDGs※達成やCSR※推進の取組として、地域の見守りに対する協力など、地域福祉活動に参加・協力する企業が市内にも多くあります。こうした企業や個人事業主による活動を更に後押しし、広がりを持たせていくために、行政のみならず地域福祉関係団体との協働の仕組みづくりや、これら企業等による活動の情報発信、啓発・研修などを行っていくことが必要です。

■ボランティア活動の推進(再掲)

個別、多様化する地域課題に対応するため住民主体の地域福祉活動の重要性は増しており、社会福祉協議会と連携した各種団体等への活動支援が必要です。

■コミュニティ活動の活性化(再掲)

地域福祉を支えるための重要な基盤である自治会等地縁団体が活動を継続、活性化できるための支援が必要です。

(2) 施策の方向性

個別、多様化する地域課題に対応するため、民間企業や関係団体、行政などそれぞれの強みを活かし、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による地域福祉活動の促進を図ります。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
企業等による活動への支援	○包括連携協定締結企業による活動支援 市と各企業との包括連携協定に基づき、企業が行う地域福祉活動に関する取組について支援します。	政策推進課

課 題	主な取組	担当課
企業等による活動への支援	○認知症サポーター養成講座の実施(再掲) 認知症についての理解を深め、主体的な取組の実施を促進するため、企業等を含め、認知症サポーター養成講座を実施します。	高齢介護課
	○地域の見守り活動に関する協定締結(再掲) 一人暮らし高齢者をはじめ、障がい者や子ども等への見守り活動について協力体制を構築するため、企業・団体と地域の見守り活動に関する協定を締結します。	高齢介護課
	○ツナガルカンパニー(共生社会推進企業)認証制度の実施(再掲) ともまち条例に基づき、事業者に対し合理的配慮の提供や共生社会の実現に向けた取組の実施を促進するため、ツナガルカンパニー(共生社会推進企業)認証制度を実施します。	福祉課
	○障がい者福祉活動サポート交付金の交付 障がい者の福祉の向上を図るための活動を支援するため、三条市アークランドサカモト株式会社障がい者福祉基金を活用し、障がい福祉サービス事業者等が行う活動等に対し交付金を交付します。	福祉課
	○民間企業や関係機関等と連携した健康増進のための取組の実施 民間企業や関係機関等と連携した運動、食、メンタルヘルスによる健康増進のための各取組を実施します。	健康づくり課

2-3 支え合いの推進と支援につなぐためのネットワーク構築の推進

(1) 現状・課題

■地域の支援者と専門職等との連携促進

地域住民による地域課題への気付きや意識共有、課題解決に向けた地域住民同士の支え合い活動の推進に向け、自治会長や民生委員、ボランティア等の地域のキーマンと行政及び地域包括支援センター等の福祉関係専門職が顔の見える連携体制づくりを進めていくことが必要です。

■関係機関同士の連携促進

複数の生活上の課題を抱える本人及びその世帯に対し、包括的に支援を行っていくため、日常生活圏域ごとの関係支援機関同士の顔の見える関係づくりを進めるとともに、効率的・効果的な情報共有の体制づくりや、課題解決に向けた関係者同士の意識共有、資質向上のための研修機会の拡充を図ることが必要です。

■適切な支援につなぐ仕組みづくり(再掲)

家庭内での虐待やDV等が疑われる世帯について、関係者と連携し、時機を逸しない対応・介入ができるための連絡体制の構築や、医療や介護等各種相談窓口につなぐ必要がある人を把握し適切な支援につなぐための関係者の連絡体制の構築が必要です。

(2) 施策の方向性

地域福祉活動の推進及び支援を必要とする本人並びにその世帯に対しスムーズに包括的な福祉サービス等支援を行うための地域の支援者や福祉専門職等関係機関との顔の見えるネットワーク体制の構築を推進します。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
地域の支援者と専門職等との連携促進	○圏域地域ケア会議の開催 自治会、民生委員・児童委員等の地域の支援者とケアマネジャー、相談支援専門員等の専門職との連携を促進するため、各日常生活圏域において圏域地域ケア会議を開催します。	地域包括ケア推進課

課 題	主な取組	担当課
関係機関同士の連携促進	○犯罪被害者等支援情報交換会の開催 犯罪被害者等からの相談内容に応じ、市内部において所管の部署と連携し支援につなげるための犯罪被害者等支援情報交換会を開催します。	環境課
	○ICT等による関係機関の連携促進 重層的支援体制整備事業において、日常生活圏域ごとの支援機関担当者間におけるICTを活用したタイムリーな情報共有を実施します。あわせて、支援関係者の顔の見える関係構築及び資質向上のための定期的な会議を実施します。	地域包括ケア推進課
	○身寄りがない人への支援に関するガイドラインの策定 身寄りがない方への支援について、本人の尊厳を尊重した上で、対応する支援者により医療や福祉サービスの提供等に差が生じることのないよう、関係者間で役割の明確化や対応方法を整理・共有するためのガイドラインを策定します。	地域包括ケア推進課
	○権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会の開催 成年後見制度の推進及び権利擁護の支援者間のネットワーク構築に向け、司法や福祉関係機関で構成する権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会を開催します。	地域包括ケア推進課
	○自殺予防に向けた関係者連絡会の開催(再掲) 自殺予防対策の推進に向けた地域及び支援者間ネットワーク体制の強化を図るため、自殺対策の関係機関・団体に構成する「生きるを支える連絡会」を開催します。	健康づくり課
	○子ども・若者総合サポート会議の開催 虐待や不登校などにより支援を必要とする子どもや若者に対し、支援機関同士の連携体制を構築し個に応じた支援を実施するため、子ども・若者総合サポート会議を開催します。	子育て支援課

2-4 属性で支え手と受け手を分けることなく、誰もが役割を持ち活躍できる環境づくり

(1) 現状・課題

■支え手・受け手を超えて支え合う地域づくり

支援を「支える側」、支援を「受ける側」という区別をすることなく、互いを尊重し支え合う地域づくりの推進に向け、現在、各地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターを中心に「対象を問わない地域づくり」の取組を実施しています。本取組は、障がい者、生活困窮者、ひきこもりの方など誰でも参加できるつながりと支え合いの場づくりであり、今後は、福祉分野の関係機関に限らず、広く企業や既存の市民活動との連携を図り、本取組やその考え方を普及させていくことが必要です。

■障がい者の就労及び地域参加の推進

障がい者に対する地域の理解促進と活躍機会の創出、経済的自立の促進のため、関係機関と連携した施設外就労の拡大、障がい者雇用の拡充、地域活動支援センター等と連携した障がい者と地域住民との交流機会の創出などを推進していくことが必要です。

■孤立する世帯等に対する社会参加の促進

地域で孤立している本人やその世帯が地域社会とつながりを持つことができるよう、既存の社会資源を活用しながら、個々のニーズに合った社会参加のためのメニューやマッチングによる支援を行うことが必要です。

(2) 施策の方向性

障がい者、高齢者、ひきこもりなど属性で支え手と受け手を分けることなく、互いの存在を尊重し認め合いながら、誰もが地域で役割を持ち、活躍できるための環境づくりを推進します。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
支え手・受け手を超えて 支え合う地域づくり	○「対象を問わない地域づくり」の推進 個別ケースの相談に応じて必要な地域活動とつなげるとともに、地域活動支援センターや子ども食堂等の既存の活動との連携を進めます。地域団体や企業等に対しても、支え合う地域づくりに向けた取組の更なる普及を図ります。	地域包括 ケア推進課
障がい者の 就労及び地域 参加の推進	○障がい者の就労及び地域参加に向けた取組の 実施 関係機関と連携し施設外就労先の拡大及び工賃等アップに向けた取組を実施するとともに、地域活動支援センター・障がいサービス事業所等と連携した地域住民との交流機会の創出に向けた取組を実施します。	福祉課
孤立する世帯 等に対する 社会参加の 促進	○孤立する世帯等の支援プラン作成及びマッチ ング支援の実施 重層的支援体制整備事業において、地域の社会資源などを活用し、関係機関と連携しながら本人やその世帯と社会とのつながりを作るための支援プラン作成及びマッチング支援を実施します。(令和7年度から実施予定)	地域包括 ケア推進課

■目標3 誰もが取り残されることなく、必要な支援を受けられるための包括的な支援の**体制づくり**

3-1 包括的な相談支援体制の構築

(1) 現状・課題

■複数の生活上の課題を抱える世帯への支援

障がいの子を抱えた高齢者など、複数の生活上の課題を抱え、既存の仕組みだけでは解決できない世帯への支援に対するニーズが顕在化しており、こうした課題を抱える世帯に対し、支援機関同士が連携し、分野を超えた横断的かつ包括的な相談と支援を行うための仕組みづくりが必要です。

■制度の狭間にある人への支援

ひきこもりなど制度の狭間にありこれまで支援が行き届かなかった人に対し、本人あるいはその家族と継続的につながりを持ちながら伴走し、必要な支援につなぐ体制づくりが必要です。

■孤立する世帯等に対する社会参加の促進(再掲)

地域で孤立している本人やその世帯が地域社会とつながりを持つことができるよう、既存の社会資源を活用しながら、個々のニーズに合った社会参加のためのメニューやマッチングによる支援を行うことが必要です。

(2) 施策の方向性

複数の生活上の課題を抱える世帯に対し、属性・世代・相談内容に関わらず世帯丸ごと受け止め、支援につなぐことができるよう、関係機関同士の連携による包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
複数の生活上の課題を抱える世帯への支援	○世帯ごとの包括的な支援体制の構築 重層的支援体制整備事業において、各支援機関に寄せられた複数の生活上の課題を抱える世帯の相談に対し、日常生活圏域ごとの支援機関担当者間におけるICTを活用した情報連携と支援会議及び重層的支援会議の開催により世帯ごとに必要な支援を実施します。 (令和7年度から実施予定)	地域包括ケア推進課
制度の狭間にある人への支援	○孤立する世帯等の支援プラン作成及びマッチング支援の実施(再掲) 重層的支援体制整備事業において、地域の社会資源などを活用し、関係機関と連携しながら本人やその世帯と社会とのつながりを作るための支援プラン作成及びマッチング支援を実施します。(令和7年度から実施予定)	地域包括ケア推進課
	○ひきこもりの方等へのアウトリーチ及び伴走支援の実施 重層的支援体制整備事業において、ひきこもりなど制度の狭間にあり支援が行き届かなかった人に対し、定期的な訪問によるアウトリーチと本人及び家族への伴走支援を実施します。	福祉課

3-2 安定的な保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の確保

(1) 現状・課題

■サービスの量と質の確保

生産年齢人口の減少、後期高齢者人口増加により担い手が不足している保健医療サービス及び福祉サービスの専門職の確保、育成及び定着支援が必要です。

■サービス間の総合調整

社会保険料の増加が見込まれる中で、将来にわたり持続可能な形で安定的に保健医療サービス及び福祉サービスを提供できるよう、市全体を俯瞰したサービス間の総合調整が必要です。

■サービスの提供に係わる専門職以外との連携

福祉・介護など既存の専門職によるサービス提供が不足する中で、企業、NPO、ボランティアなど多様な主体と連携した保健医療サービス及び福祉サービス提供のための仕組みづくりが必要です。

(2) 施策の方向性

支援が必要となっても可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく暮らし続けることができるよう、安定的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の確保に取り組みます。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
サービスの量と質の確保	○在宅医療検討部会への参画 訪問診療が必要な在宅療養者が安心して医療を受け続けることができるよう、医師会が設置する在宅医療検討部会において在宅医療提供体制の維持確保に必要な取組を検討します。	地域包括ケア推進課、健康づくり課、高齢介護課

課 題	主な取組	担当課
サービスの量と質の確保	○専門職向け研修会及び個別ケア会議の開催 多職種間での顔の見える関係づくりと資質向上のため、医師会と連携した各種研修会の実施及び個別ケア会議を実施します。	地域包括ケア推進課
	○介護人材確保対策検討会の開催 不足する介護人材の確保と現場の業務効率化・生産性向上に向けて、介護事業所等との意見交換の場である介護人材確保対策検討会を開催します。	高齢介護課、地域包括ケア推進課
	○障がい福祉支援者向け研修等の実施 障がい福祉の支援体制を強化するため、支援者のスキルアップを図るための研修等を実施します。	福祉課
	○医療人材確保に向けた支援金事業等の実施 医療人材確保に向けた看護師等就業・移住支援金事業及び奨学金事業を実施します。	健康づくり課
サービス間の総合調整	○包括ケア推進会議の開催 三条市版地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行うための場として専門職等で構成する包括ケア推進会議を開催します。	地域包括ケア推進課
サービスの提供に係わる専門職以外との連携	○高齢者の活躍の場の更なる創出 セカンドライフ応援ステーションやシルバー人材センターと連携し、介護事業所での簡易作業やレクリエーションを行うボランティアなどの活躍の場を創出するとともに、介護現場への就労を促進する取組を実施します。	高齢介護課

3-3 権利擁護支援体制の強化

(1) 現状・課題

■成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする方が確実に利用できるよう、市民への同制度及び相談窓口の周知を図ることと併せて、福祉や医療サービスを提供する支援関係者に対しても周知を行い、同制度での支援が適する方を着実に相談窓口につなぐための取組が必要です。

■成年後見制度を支える基盤の強化

認知症高齢者の増加や障がい者の高齢化に伴い、同制度を必要とされる方がますます増加すると見込まれる中で、その受け皿となる後見人を増やすため、法人後見の拡充や法人後見支援員、市民後見人の育成が必要です。

■適切な支援につなぐ仕組みづくり(再掲)

家庭内での虐待やDV等が疑われる世帯について、関係者と連携し、時機を逸しない対応・介入ができるための連絡体制の構築や、医療や介護等各種相談窓口につなぐ必要がある人を把握し適切な支援につなぐための関係者の連絡体制の構築が必要です。

■将来の備えに対する啓発

今後後期高齢者の増加が見込まれる中で、認知症などにより自身の判断能力が低下する前に、医療行為や住まいなど人生の終末期における過ごし方についての意向を身近な人に伝えておくことの重要性について啓発をしていくことが必要です。

(2) 施策の方向性

市民が安心して地域で暮らし続けるために、個人の尊厳を尊重し、権利を侵害されないための権利擁護支援体制の強化に向けて取り組みます。

(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
成年後見制度 の利用促進	○中核機関※の体制整備 市民に対する成年後見制度の周知啓発や支援者への研修、制度の担い手の育成など、成年後見制度推進の核となる中核機関※の機能を充実させるための必要な体制整備を進めます。	地域包括 ケア推進課
	○権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会の開催(再掲) 成年後見制度の推進及び権利擁護の支援者間のネットワーク構築に向け、司法や福祉関係機関で構成する権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会を開催します。	地域包括 ケア推進課
成年後見制度 を支える基盤 の強化	○市民後見人・法人後見支援員等の養成講座の実施(再掲) 地域の権利擁護の担い手となる市民後見人・法人後見支援員等の養成に向けた講座を実施します。	地域包括 ケア推進課
将来の備えに 対する啓発	○啓発のための広報活動 人生の最後の過ごし方に関する意向を身近な人に伝えておくことの重要性について、理解を深めるための出張講座の開催や、「わたしの安心ノート」を活用した市民への啓発活動を実施します。	地域包括ケ ア推進課、 高齢介護課

3-4 災害時に支援を必要とする人に対する支援体制の充実

(1) 現状・課題

■災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築

自治会、民生委員等と災害時要援護者について情報共有を行い、災害時の避難支援や情報伝達の体制を維持するとともに、地域の実情や状況の変化等を踏まえた見直しを行い、実効性を確保していくことが必要です。

■災害時要援護者の安全確保

災害時要援護者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援が必要です。

■災害ボランティア支援に向けた調整

災害時において支援を必要とする人に適切なボランティア支援ができるよう、関係団体と協力して速やかに連絡調整を図ることが必要です。

(2) 施策の方向性

全ての市民の安全・安心が確保されるよう、災害時に支援を必要とする人に確実に支援が届くための支援体制の充実に取り組みます。

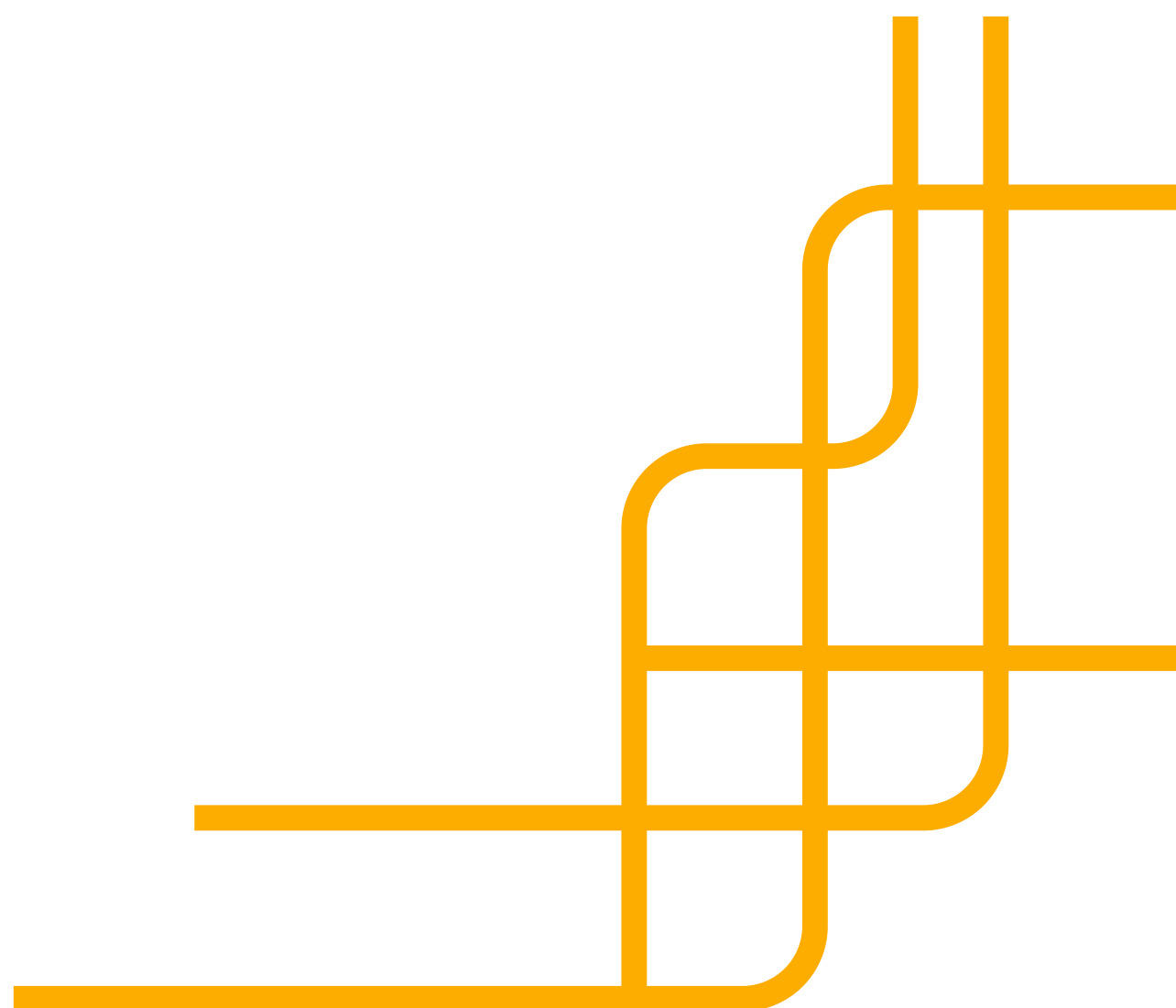
(3) 主な取組

課 題	主な取組	担当課
災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築	○在住外国人向けの豪雨災害対応ガイドブックの公開 市内在住の外国人向けに、多言語による豪雨災害対応ガイドブックを公開し、対象の方に案内します。	行政課

課 題	主な取組	担当課
災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築	○避難訓練参加に向けた働きかけ 介護事業所、障がいサービス事業所に対する市の避難訓練への参加に対する働きかけを実施します。	行政課、 高齢介護課、 福祉課
	○業務継続計画(BCP)※策定に向けた指導・助言 介護事業所、障がいサービス事業所における業務継続計画(BCP)※の策定義務化を受け、未策定の事業所に早期策定に向けた必要な支援を行います。	高齢介護課、 福祉課
災害時要援護者の安全確保	○避難所における要配慮者への支援 避難所における要配慮者スペースの確保を行うとともに、高齢者や乳幼児用食糧、女性用品などの必要物資の備蓄を行います。	行政課
災害ボランティア支援に向けた調整	○災害ボランティア受入に向けた調整 社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの早期立上げ支援及び災害ボランティアの受入に向けた連絡調整を実施します。	地域経営課



重層的支援体制整備事業 実施計画



1 計画の趣旨及び位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定するものです。

重層的支援体制整備事業は、令和3年4月施行の改正社会福祉法において、市町村の任意事業として創設された事業であり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する以下の事業を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するものです。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	・世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びを生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援機関の役割分担を図る

2 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮等分野毎の支援機関において、相談者の属性・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、相談者の抱える問題を整理し、利用可能な福祉サービス等の提供のための調整及び適切な支援機関へのつなぎ等を実施します。
- ・ 単独の支援機関だけでの対応が困難な場合は、ICTによる情報連携システムや多機関協働事業を活用するなどして、各支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

【実施体制】

分野	実施機関	機関数※	実施方式	所管課
高齢	地域包括支援センター	5	委託	福祉保健部 地域包括ケア推進課
障がい	相談支援事業所	5	委託	福祉保健部 福祉課
子ども	子ども家庭サポートセンター	1	直営	教育委員会 子育て支援課
生活困窮	社会福祉協議会	1	委託	福祉保健部 福祉課

※機関数は令和7年4月1日予定数

【設置形態】

これまで築いてきたネットワークを活かすため、既存の各分野の拠点はそのままに他分野の支援機関と連携して対応する形態(基本型事業・拠点)とします。

類 型	内 容
基本型 事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態です。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応します。単一の事業の人員配置基準を満たすものです。

(2) 参加支援事業

- ・ 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や家族のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを築くための支援を行います。
- ・ 支援対象者と支援メニューのマッチング後も支援対象者や受け入れ先へのフォローアップを行い、社会とつながり続けることを支援します。
- ・ 支援対象者の課題やニーズを丁寧に把握し、それに応じた支援プランを作成します。

【実施体制】

実施機関	実施方式	所管課	実施内容
福祉保健部 地域包括ケア推進課	直営	—	参加支援事業支援プラン作成
三条こもりびと 支援センター	委託	福祉保健部 福祉課	社会資源等とのマッチング、 フォローアップ
青少年育成 センター	委託	教育委員会 子育て支援課	青少年相談、 社会資源等とのマッチング

(3) 地域づくり事業

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野の取組を活かしつつ、地域包括支援センターに配置の生活支援コーディネーターを中心に、世代や属性を超えて市民が交流、参加できる場づくりを行うとともに、個々のニーズに合わせて居場所や活動につなぐコーディネートを行います。
- ・ 第1層の生活支援コーディネーター(市の重層コーディネーター兼務)が、地域づくり関係者で構成するプラットフォームを形成し、各分野の既存の地域づくりの取組との連携、企業や地域コミュニティ等と協力することで市民や地域の多様な活動・資源とのつながりが生まれる環境整備を行います。

【実施体制】

分野	実施事業	実施か所数 ※	実施 方式	所管課
—	生活支援体制 整備事業 (第1層・第2層生活支援 コーディネーターの配置)	第1層生活支援 コーディネーター 1か所 第2層生活支援 コーディネーター 5か所	直営 委託	福祉保健部 地域包括ケア推進課
高齢	生活支援体制 整備事業 (就労的活動支援 コーディネーターの配置)	1か所	委託	福祉保健部 高齢介護課
高齢	地域介護予防活動 支援事業	—	委託・ 直営	福祉保健部 高齢介護課
障がい	地域活動支援 センター事業	6か所	委託	福祉保健部 福祉課
子ども	地域子育て支援 拠点事業	10か所	委託・ 直営	教育委員会 子育て支援課
生活 困窮	生活困窮者のため の地域づくり事業	1か所	委託	福祉保健部 福祉課

※実施か所数は令和7年4月1日予定数

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・既存のサービスの活用が困難な課題を抱える世帯など、支援対象者の状況に応じて、関係機関と連携し、訪問等により本人、家族等との信頼関係を構築します。
- ・継続的な支援を通して適切な支援につなぎ、その後も見守りや伴走支援を行います。
- ・本人、家族の支援において、関係機関と連携が必要な場合は、多機関協働事業を活用し、プラン作成するなどして支援体制を整えます。

【実施体制】

実施機関	実施方式	所管課	実施内容
福祉保健部 地域包括ケア推進課	直営	—	アウトリーチ等継続的支援 事業プラン作成
三条こもりびと 支援センター	委託	福祉保健部 福祉課	支援対象者へ働きかけ、 伴走支援
青少年育成 センター	委託	教育委員会 子育て支援課	青少年相談、伴走支援

(5) 多機関協働事業

- ・ 複雑化・複合化した問題を抱え、様々な課題の解きほぐしが求められるケース支援の調整役となる重層コーディネーターを地域包括ケア推進課に配置し、支援機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といったケース支援全体の調整機能の役割を果たします。
- ・ 重層コーディネーターは、重層的支援会議や支援会議を開催し、支援関係機関と連携しながら、支援内容の調整・共有を行うとともに、必要に応じて包括的な支援プランを作成し、支援状況の進捗管理を行います。
- ・ 日常生活圏域毎の各分野の支援関係機関の顔の見える関係づくりを進めるとともに、ICTによる情報連携システムを活用した効率的・効果的な情報共有の体制づくりや、支援者間の連携強化・資質向上のための研修等を実施します。

会議名	内 容
重層的支援会議	本人の同意に基づき、支援関係機関で支援方針の検討や役割分担を行います。多機関協働事業等のプランを作成し、支援の進捗状況に応じて再プランの策定、終結時等の評価を行います。
支援会議	本人の同意がない場合にも、緊急性がある場合や早期に支援体制を整える必要がある事例について、守秘義務を設け、支援関係機関で情報共有や支援体制の検討を行います。

【実施体制】

実施機関	実施方式
福祉保健部 地域包括ケア推進課	直営

3 計画期間と進捗管理・評価

本計画の期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

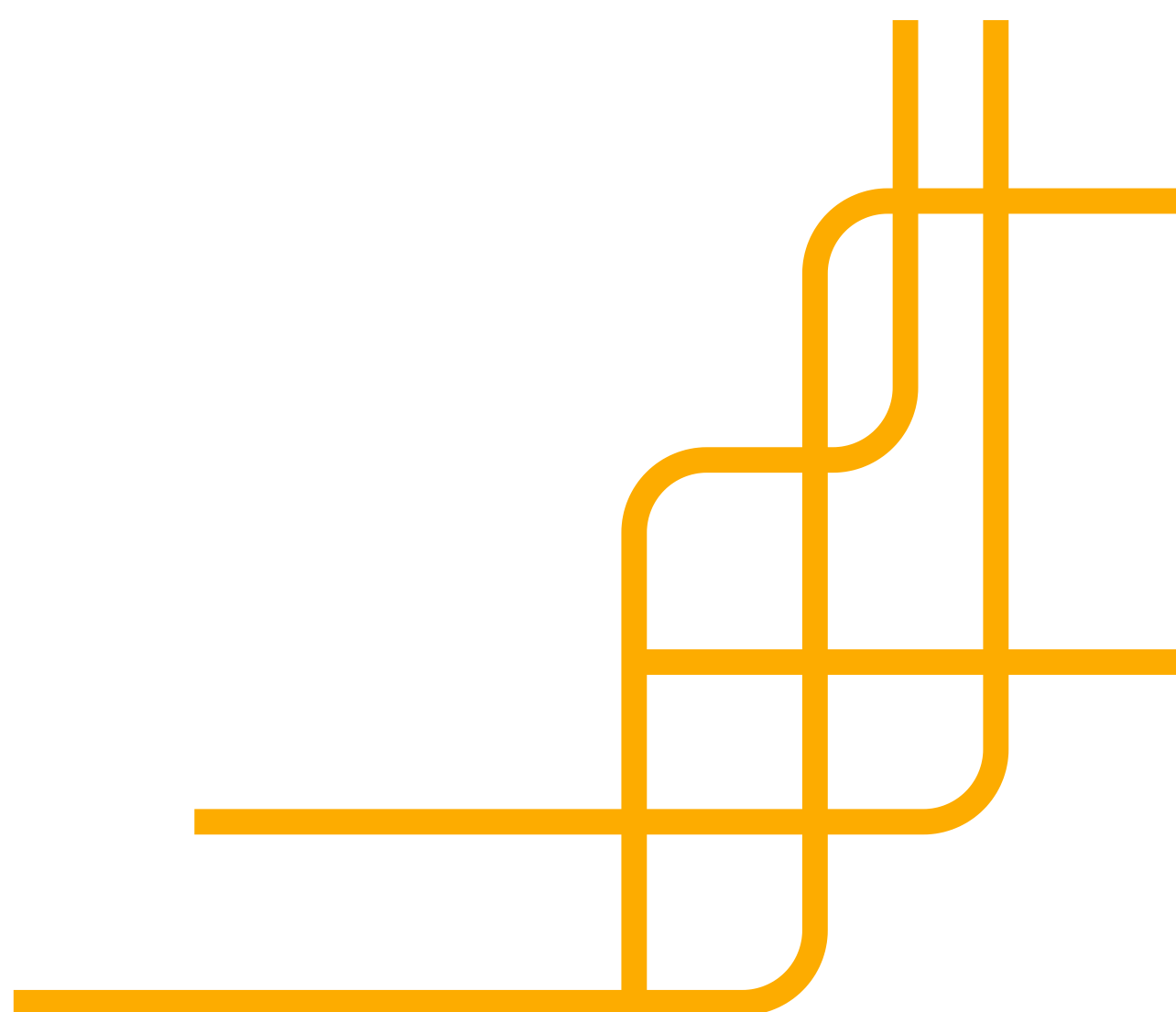
本計画に記載する重層的支援体制整備事業の進捗管理と評価については、本計画で設定した評価指標に基づき、三条市包括ケア推進会議において毎年度検証を行います。また、事業の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

4 重層的支援体制整備事業の評価指標

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(支援会議・重層的支援会議実施により) 関係機関と連携がしやすくなったと感じる支援者の割合	支援者アンケートの実施により算出	令和7年度以降に設定	令和7年度以降に設定	100%
(支援会議・重層的支援会議実施により) 負担感の軽減につながったと感じる支援者の割合	支援者アンケートの実施により算出	令和7年度以降に設定	令和7年度以降に設定	100%
多機関協働事業利用者のうち、参加支援事業またはアウトリーチ等継続支援事業につながった者の割合	令和7年度実績により設定	—	—	増加
各支援機関のネットワーク構築が図られたと感じる支援者の割合	支援者アンケートの実施により算出	令和7年度以降に設定	令和7年度以降に設定	100%



再犯防止推進計画



1 計画の趣旨及び位置付け

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を講じることが責務として明記されました。

また、同法第8条第1項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めることとされました。

本計画は、こうした状況を踏まえ、再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、市の再犯防止等の施策の推進に向けた取組等を示すものです。

2 計画期間と進捗管理・評価

本計画の期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

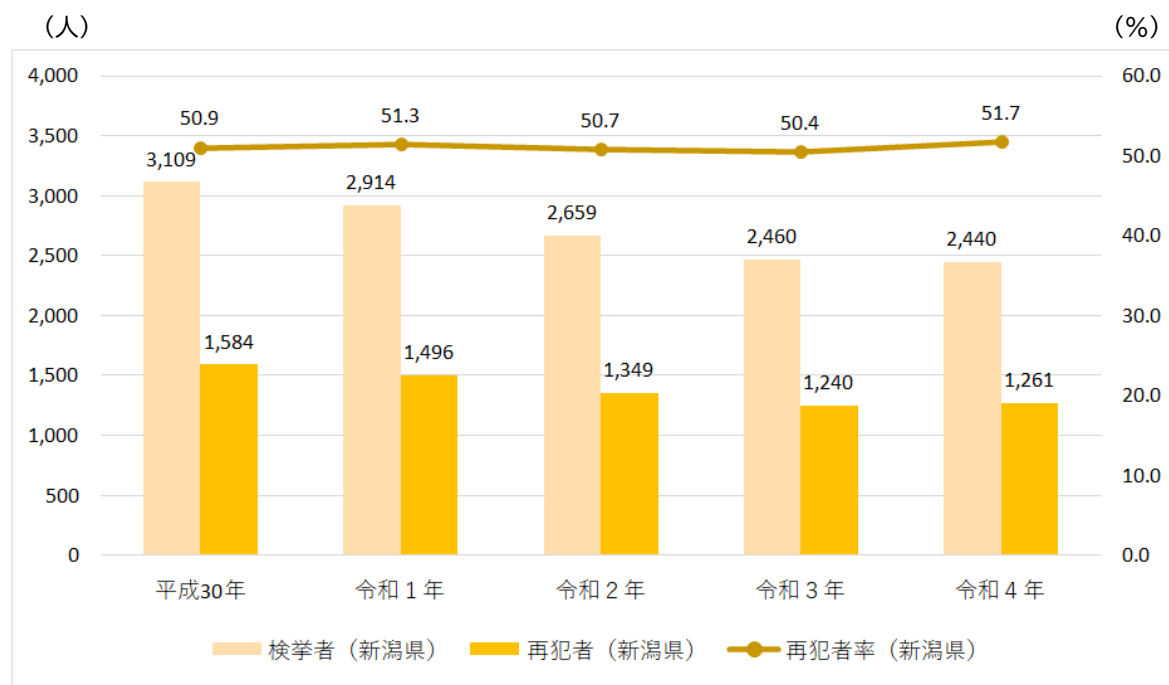
本計画の推進に当たっては、関係団体と連携して取組状況等の確認・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

3 現状と課題

新潟県内における刑法犯の検挙者数は減少傾向にありますが、検挙者のうち再犯者の割合は50%前後と高い割合で推移しており、再犯防止が大きな課題となっています。

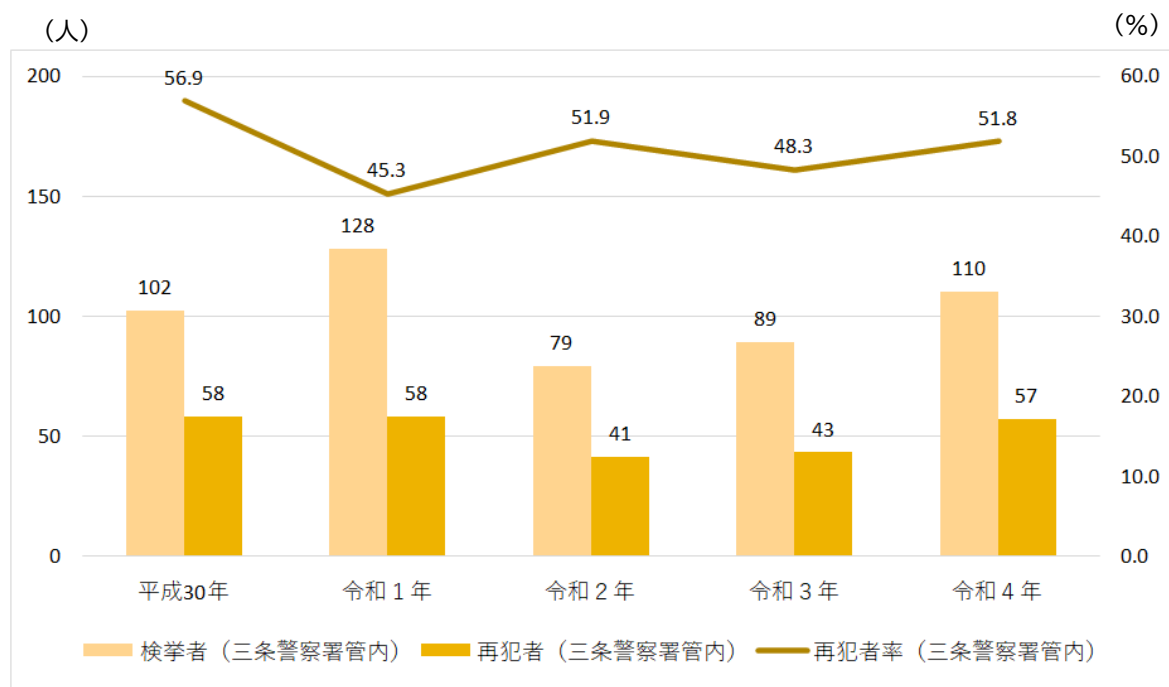
近年、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化し、犯罪や非行の問題もより複雑化しており、犯罪や非行をした人の中には、社会における様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱えている人もいます。そのような人の社会復帰を支えるためには、再び地域で受け入れ、地域社会で孤立することなく誰もがやり直せる社会を構築することや、関係機関と行政とが連携し、就労、住居確保、保健医療、福祉などの支援を行うことが重要です。

■新潟県内における刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移(少年除く)



出典:法務省東京矯正管区更生支援企画課

■三条警察署管内における刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移(少年除く)



出典:法務省東京矯正管区更生支援企画課

4 施策の方向性

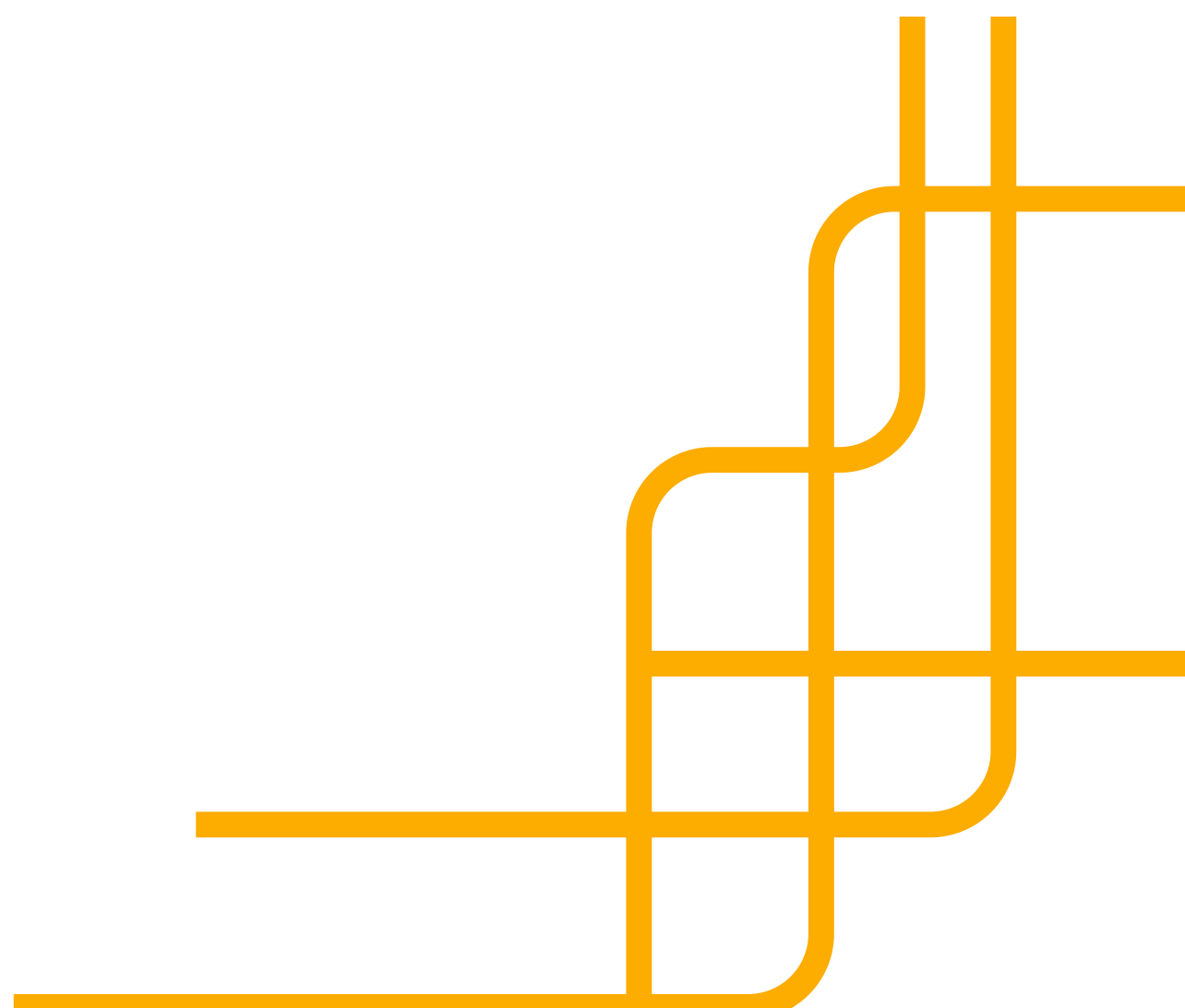
犯罪や非行をした人の再犯防止や社会復帰を支援する更生保護への関心と理解を深め、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域づくりと、必要な支援を届ける体制づくりに取り組みます。

5 主な取組

- 三条地区保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」※をはじめとした再犯防止や更生保護に関する活動等の周知・啓発を推進します。
- 三条地区保護司会の活動や三条地区更生保護サポートセンターの運営支援を行います。
- 犯罪や非行をした人が、就労、住居確保、保健医療、福祉などの必要な支援につながるよう関係機関と連携した相談体制づくりを行います。



資料編



1 策定の経過

■地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画

年月日	内 容
令和6年9月25日	令和6年度第1回包括ケア推進会議
令和7年1月7日～ 令和7年1月27日	パブリックコメント (※実施後に提出意見件数と人数を記載予定)

■再犯防止推進計画

年月日	内 容
令和6年9月19日	三条地区保護司会ヒアリング
令和7年1月7日～ 令和7年1月27日	パブリックコメント (※実施後に提出意見件数と人数を記載予定)

2 三条市包括ケア推進会議委員名簿

会長 馬場 靖幸 副会長 鍋嶋 弘樹

令和6年9月1日現在
(順不同・敬称略)

区 分	所 属	所 属 役 職 名 等	氏 名
学識経験を有する者	新潟県弁護士会	弁護士	中澤 泰二郎
医療介護事業の関係者	三条市医師会	副会長	馬場 靖幸
医療介護事業の関係者	三条市歯科医師会	理事	谷地田 弘
医療介護事業の関係者	三条市薬剤師会	会長	横山 晴信
医療介護事業の関係者	三条市介護支援専門員 連絡会	居宅介護支援センター つかのめの里 管理者	佐藤 雄一
医療介護事業の関係者	居宅サービス事業所 (訪問看護)	済生会三条訪問看護 ステーション 管理者	阿部 育子
医療介護事業の関係者	居宅サービス事業所 (訪問介護)	SOMPOケア三条訪問介護 管理者	小柳 明子
社会福祉事業の関係者	相談支援専門員	相談支援センターハート 主任	山上 誠一
社会福祉事業の関係者	三条市社会福祉協議会	介護センター長	鍋嶋 弘樹
社会福祉事業の関係者	三条市ボランティア連 絡協議会	会長	本間 里子
地域の代表者	総合型地域コミュニティ (上林ひまわり コミュニティ21)	会長	安藤 正之
地域の代表者	三条市民生委員 児童委員協議会	理事	野水 良子
その他市長が適当と 認める者	きら星株式会社	代表取締役	伊藤 綾

3 用語説明

用 語	説 明	該当頁
インクルーシブ教育システム	障がいの有無にかかわらず可能な限り共に学ぶために、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を提供する多様で柔軟な仕組みのこと。	24
業務継続計画(BCP)	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不足の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。 BCPはBusiness Continuity Planの略。	45
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動	58
性的マイノリティ	性的指向、性自認又は性表現についてマイノリティ(少数者)である人などのこと。	22、25
中核機関	全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み(地域連携ネットワーク)を構築することや、その調整を行う中核的な機関のこと。	43

用 語	説 明	該当頁
パートナーシップ制度	戸籍上同性で、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2者の関係を宣誓したことを三条市が証明する制度のこと。	25
ファミリーシップ制度	パートナーシップの宣誓者の近親者であり、パートナーの関係を理解し、日常生活において協力し合うことを約した家族の関係を宣誓したことを三条市が証明する制度のこと。	25
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。	22、25
CSR	Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)の略。 企業が持続可能な成長を図るために、社会や環境に及ぼす影響に対して責任をとる企業行動のこと。	32
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。 2015年9月国連で採択され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標のこと。	32



三條市地域福祉計画
重層的支援体制整備事業実施計画
再犯防止推進計画

令和7年3月
発行者 三條市

住 所 〒955-8686 新潟県三條市旭町二丁目3番1号
T E L (0256) 34-5700
F A X (0256) 32-0028
ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp>
E-mail hokatsu@city.sanjo.niigata.jp
編 集 三條市福祉保健部地域包括ケア推進課